

令和7年第2回

# 太子町議会定例会会議録

開会 令和7年5月30日

閉会 令和7年6月19日

太子町議会

## 令和7年 第2回太子町議会定例会会議録目次

### 第1日（5月30日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、全国町村議会議長会）	5
選挙第1号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙	6
報告第3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	6
報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	13
報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	14
報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	14
報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	15
報告第8号 令和6年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）	16
議案第20号 太子町職員定数条例中改正の件（町長提出議案）	17
議案第21号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）	18
議案第22号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	19
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）	20
散 会	21

### 第2日（6月17日）

開 議	25
一般質問	25

議案第25号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	67
散 会	68

**第3日（6月19日）**

開 議	71
議案第21号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第22号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）	71
議案第25号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）	71
議案第23号 G I G Aスクール構想第2期学習者用端末購入事業契約締結の件（町長提出議案）	74
議案第24号 中学校本館トイレ改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）	75
閉会中の継続審査の申し出について	76
閉 会	78

【第 1 日】

令和7年 第2回太子町議会定例会会議録

令和7年5月30日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	8番	早瀬和信君
3番	岡野秀子君	9番	濱地知英君
4番	西田いく子君	10番	森田忠彦君
5番	辻本博之君		

◎欠席議員（1名）

7番 村井浩二君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	村岡篤君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小濱健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡麻千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	田中信幸君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
会計管理者 兼会計課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、全国町村議会議長会）
- 日程第4 選挙第1号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第5 報告第3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第7 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第8 報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第9 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第10 報告第8号 令和6年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第20号 太子町職員定数条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第21号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第22号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。

皆様方におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、本年度も、省エネルギー推進の一環としてエコスタイルを導入いたします。先日開催されました議会運営委員会から10月末日までの本会議など全ての会議において、エコスタイルを実施したいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和7年第2回定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

4月26日に、聖徳太子御廟、叡福寺、西方院に約3千500灯の明かりがともされ、太子聖燈会が開催されました。太子聖燈会の開催も18回目、もはや太子の、本町の風物詩となり、叡福寺東隣の太子・和みの広場では、住民の皆様による手作りの青空市、マルシェ de たいし夜市バージョンも同時開催され、多くの来場者でにぎわいを見せておりました。

また、現在開催されております大阪・関西万博において、大阪の魅力発信イベントである「大阪ウィーク～春の陣～」 「M a t s u r i」が5月9日、10日の2日間、「地域の魅力発見ツアー～大阪43市町村の見どころ～」が5月9日から5月11日の3日間、それぞれ開催されました。「M a t s u r i」では、大阪の各地域のだんじり、やぐら、太鼓台などが一堂に会し、会場を沸かせておりました。

本町からは、山田地区だんじりまつり実行委員会の皆様のご協力の下、東條地区の船形だんじりの展示、実演を行い、私も実行委員会の皆様と実演に参加させていただきましたが、これまでのだんじり祭りでは見たことがない光景、迫力のある実演、引き手の皆様の熱量に圧倒されたところがございます。そして、地域の魅力発見ツアーでは、「みなはれゾーン」としまして、「日本国の聖地・聖徳太子の御廟」と題し、聖徳太子御廟の魅力紹介をさせていただき、会場は多くの来場者でにぎわいを見せておりました。

大阪ウィークは引き続き夏、秋の陣と開催されますので、本町の魅力を更に発信して

いければと考えております。

さて、定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、太子町税条例中改正の専決処分の件ほか5件、条例案といたしまして、太子町職員定数条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）の1件、諮問案といたしまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の1件、以上合わせまして、10件でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（森田忠彦君） 本日は、村井副議長より欠席届が提出されておりますが、会議の定足数は満たしておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和7年第2回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、中村議員、2番、斧田議員を指名いたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、5月23日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日5月30日から6月19日までの21日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの21日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。ただし、日程第5、報告第3号、日程第6、報告第4号、日程第7、報告第5号、日程第8、報告第6号、日程第9、報告第7号、日程第10、報告第8号、

日程第11、条例第20号、日程第14、諮問第1号につきましては、本日、全員審議  
でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、6月4日に総務まちづくり常任委員会を、11日に予算  
常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、10日の予  
備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、12日に  
議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

17日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切り  
は3日の正午までとさせていただきます。19日に最終本会議を開催させていただきます、  
それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日、監査の報告と全国町村議会議長会の報告の2件を予  
定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協  
議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくお願ひいた  
します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果の報告があり、その写しを配布しておりますので、ご  
了承をお願いいたします。

次に、私から全国町村議会議長会の報告をいたします。

令和7年5月15日、南河内郡町村議会議長会総会が河南町で開催され、任期満了に  
伴う役員改選があり、会長に私、森田が、副会長に千早赤阪村の田村議長、監事に河南  
町の浅岡議長が今年度の役員に決まりました。任期は1年間で、事業計画としては、引  
き続き3町村合同で研修会を実施することになりました。

また、5月22日に大阪府町村議長会総会が開催され、任期満了に伴う役員の選任選  
考があり、会長に岬町の議長が選任され、副会長に私、森田と島本町の大久保議長、幹  
事に千早赤阪村の田村議長、能勢町の平田議長、熊取町の文野議長が選任されました。

全国関係では、5月27日に全国町村議会議長会の議長・副議長研修会が東京国際フ  
ォーラムで開催され、村井副議長が参加してまいりました。研修のテーマは、「広域災  
害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX」、「平成からの災害に学ぶ  
復旧・復興まちづくりの課題」、「災害と議会・議員の役割」という内容でした。

以上で報告を終わります。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第4、選挙第1号、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

大阪広域水道企業団議会議員に斧田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました斧田議員を大阪広域水道企業団議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました斧田議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました斧田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知を行います。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第5、報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、軽自動車税におきまして、道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う、原動機付自転車の区分見直しを実施するほか、道路交通法の一部改正に伴う所要の改正をするものでございます。

その他、法改正に合わせて規定、文言の整理を行ったものでございます。

以上のとおり、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会にご報告を申し上げ、ご承認を求めます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお願いします。

1頁の第36条の2第10項及び第63条の2第1項第1号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う項ずれの反映を行った改正でございます。

次に、第82条第1号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正で、二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下であり、かつ最高出力が4キロワット以下のものを第一種原動機付自転車に新たに追加し、税額を2千円とするものです。

2頁の第89条第2項第2号は、マイナンバー法の改正に伴う項ずれの反映をしたものです。また、同項第5号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行ったものです。

3頁及び4頁の第90条第2項及び第3項は、道路交通法の改正により、マイナ免許証の運用開始に伴う障がい者減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものです。

4頁の第139条の3第2項第1号及び第149条第1号は、マイナンバー法の改正に伴う項ずれの反映を行ったものでございます。

次に、附則です。

5頁の附則第10条の2第23項から第26項は、地方税法の改正に伴う項ずれの反映を行ったものでございます。

次に、附則第10条の3第14項は、地方税法の改正に伴い、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものです。

恐れ入ります、議案書の附則でございます。

第1条の施行期日です。この条例は、令和7年4月1日を施行日とし、第2条、第3条は、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置の規定を設けているものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第3号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

西田議員。

○4番（西田いく子君） おはようございます。

報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件について質問させていただきます。

私たち日本共産党は、国が情報を一元管理するために国民に押しつけるマイナンバーカードそのものに対して一貫して反対を貫いています。個人情報漏えいしても国が責任を負うことはなく、窓口である自治体や個人に個人責任にされてしまいます。国は、様々な啓発やポイント給付で取得を促進させる施策などを行い、マイナンバーカードを徹底させようとしたのですが、それでもマイナンバーカードを取得するか否かは任意であり、マイナ保険証であっても、今回のマイナ免許証であっても、あくまで任意であり、強制するものではないはずですが、改めて確認させてもらいますが、任意であることに変

わりないのでしょうか。

また、昨年12月には、健康保険証の新規発行停止とマイナ保険証への一本化が強行されましたけれども、システムの根幹に関わるトラブルが多発し、エラーが多い、情報流出が怖いなどの理由で、マイナ保険証の利用登録の解除申請が増え続けています。個人情報漏えいの危険性をどうお考えなのでしょうか。問題はない、不安はないとお考えなのでしょうか。

また、次に、マイナ保険証の場合、反対の声に押され資格確認書という形を残しはしましたが、保険証発行そのものを停止してしまいました。では、今回のマイナ免許証と従来の免許証との関係は今後どうなっていくのでしょうか。

最後に、これまで免許証発行に関して太子町が関わってきたことがあるのでしょうか。免許証を現在紛失した場合、住民票がもしかしたら必要かもしれませんが、免許証ですから、警察に紛失届を出して、新しく免許証を作ってもらっていると思うんです。では、マイナ免許証は紛失した場合はどうなるのでしょうか。マイナ免許証を紛失した場合、住民さんはどうすればいいのか教えてください。また、免許証がなくては仕事ができない方もいらっしゃいます。免許証の再交付にどれだけ時間がかかるのでしょうか、即日交付してもらえるのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一本化に関する規定が整備され、令和7年3月24日に全国で運用が始まっております。マイナンバーカードと運転免許証一体化は義務ではなく、あくまでも任意でございます。

また、マイナンバーカードにはICチップの暗号化や暗証番号などセキュリティ機能が備わっており、個人情報の漏えいのリスクに対しても一定の安全性は保たれているものと考えております。

また、免許証についてでございますが、警察で確認していただくのが一番正確ではあるとは思いますが、こちらで調べたところ、マイナ免許証の一本化に伴う免許証の保有については、運転免許証の免許情報が記録されたマイナ免許証のみの保有、マイナ免許証と運転免許証の双方の保有、従来の免許証のみを保有すると、3種類の保有の仕方がある、そこから選択することとなっております。

これまで運転免許証の発行や紛失に関する手続きは、運転免許試験場と警察で行われており、太子町で対応することはありませんでした。しかし、マイナンバーカードと運転免許証が一体化され、マイナ免許証を紛失した場合、まず、マイナンバーカードの機能停止の手続きを行い、警察に遺失等の届出を出していただいた後、太子町においてマイナンバーカードの再発行手続きをするようになってございます。再発行に要する時間は2週間程度で、マイナンバーカード再発行後、運転免許試験場で再び免許情報を記録する必要があります。そのため、マイナ免許証については即日交付ができませんが、交付の手続きの際に従来の免許証に保有形態を変更することで、即日交付を受けることが可能となるというふうになってございます。

今回の専決処分につきましては、法改正に伴うものでございます。マイナ免許証に変更するか否かは任意で、ご本人の意思でマイナ免許証に変更された方に、町の条例改正において不利益が生じることのないよう対応することが必要であると考えてございます。

以上です。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

西田議員。

○4番（西田いく子君） ありがとうございます。やっぱりひと手間、太子町で、窓口で手間がかかるという意味では、便利だと言いますけれども、これだけ仕事が忙しい中、どこかにはしわ寄せがいくんだなということは今お聞きして分かりました。

それと、紛失した場合、これがいま一つ、今2週間ぐらいっておっしゃいましたし、代わりの分って言いますけれども、はっきりしないんです。紛失するとマイナカードの再発行が必要になります。これ、マイナカードでマイナ免許証を持ってはるから、その間は自動車を運転できなくなる可能性があります。通常の再発行は1か月から2か月、マイナ保険証でも時間がかかるのと一緒で。2024年12月から始まった特急発行・交付制度を利用すれば約1週間、先ほど2週間ともおっしゃいましたが、それぐらいで再発行が可能だそうですけれども、日常的に自動車を運転する人にとってはデメリットとなり得ます。その点、現行の運転免許証は、免許試験場に行けば基本的に即日発行してもらえるので、免許証がないことで運転できなくなるリスクを軽減できますとありますので、マイナ免許証一本になったときのリスクは少し大きいんじゃないかなと思います。

そういう保険証ですが、セキュリティが100%安全なんてまだ現在あり得ませんの

で、個人情報の漏えいの危険性、一定の安全性が確保できているとおっしゃいましたけれども、ある程度、一定というだけで完全ではありませんので、そういうリスクを背負うものだというのを改めて思っただけならと思います。

以上です。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件について、反対の立場で討論を行います。

議会の議決事件のうち、予算、条例については、議会の本来の権限である議決権の中でも重要なものとされており、このような重要な条例改正については、本来は委員会ですっかり議論をすべきもので、そもそも専決処分は好ましいものではありません。

しかし、この件に関しては、責任は町にあるのではなく国にあります。太子町第1回定例会は3月21日に閉会いたしました。改正の趣旨として説明もありましたけれども、令和7年3月31日に公布され、原則として4月1日より施行されることに伴い、本町税条例の一部について専決による改正の必要が生じたとのこと。このような重要な条例改正については、本来は議論するものであるにもかかわらず、専決処分せざるを得ない交付日を決めた国の強引な進め方にまず問題があるということ指摘しておきたいと思っております。

マイナ免許証ですが、現状では、マイナンバーカードを更新した場合、一体化しているため、運転免許証の情報は受け継がれません。そのため、警察署などで改めて一体化の手続きをする必要があります。例えばマイナ免許証しか持っていない方が更新したマイナンバーカードを受け取るために役場まで運転する場合、行きは運転することができますが、新しいカードを受け取った帰りは、運転免許証の情報が削除されているため、運転することはできないということです。このような事態が起こることを周知すべきだと思いますが、便利さだけを喧伝するため、実際の運用がどうなるのかが住民には伝わっていません。紛失した場合、再発行までの間、自動車を運転できなくなる可能性が

あるにもかかわらず、再発行に当たって、手続きの詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせくださいと市区町村任せになっており、マイナ免許証には不安が多く残されています。

総務省によりますと、カードの人口に対する保有枚数率は、令和7年2月末現在で、78.0%で、現在の8割弱から大幅な上積みが見通せない状況にあり、伸び悩んでいます。デジタル庁は、利便性向上や行政の効率化などメリットを強調しますが、マイナ保険証でのトラブル続き、個人情報の漏えいなど、国民が恩恵を実感できないというのが現状です。マイナンバーカードを作るかどうか、また、マイナンバーカードを免許証として登録するかどうかは全くの任意だということを広く住民に周知することを求めます。

マイナンバー制度は、政府が国民一人ひとりに生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題です。国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるマイナンバー制度は廃止すべきであることから、反対の討論いたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

濱地議員。

討論を許します。

○9番（濱地知英君） 報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件について、賛成の立場で意見を述べます。

令和7年4月1日から施行される本町税条例の主な改正は、道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う原動機付自転車の区分見直し、また、道路交通法の一部改正による運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う措置であります。これらの改正は上位法令である地方税法等の改正内容やその趣旨を踏まえて実施されたものであり、円滑かつ正確な課税が行えるとともに、軽自動車税種別割の障がい者減免申請においても不利益を与えないために必要であると考えます。

今後も、公平公正で適正な課税と住民の利益を損なうことなく行政サービスの質を維持、向上させることを要望しまして、賛成の討論いたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

報告第3号を報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立6名・反対2名]

○議長（森田忠彦君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。

よって、報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第6、報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本町が実施しましたプール開放事業において、参加児童が上部前歯等を負傷したことに伴う和解及び損害賠償の額を定めたものであります。

損害賠償の額は4万7千400円で、損害賠償の相手方は町内居住者でございます。

この事故は、令和6年7月31日水曜日午後2時頃、町立山田小学校プールで本町が実施しましたプール開放事業において、参加児童が遊泳中に唇及び上部前歯を負傷したものでございます。

相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年3月27日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

報告第4号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。

よって、報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第7、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本町が実施した親子教室において、参加児童が下唇を負傷したことに伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。

損害賠償額は1万8千460円でございます。

この負傷事故は、令和7年2月13日木曜日午前9時50分頃、町立保健センターで本町が実施した親子教室において、参加児童がコーナーマットにつまずき転倒し、下唇を負傷したものでございます。

相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年3月28日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

報告第5号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。

よって、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第8、報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、太子町が管理する町道畑竹内線において発生いたしました車両物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は83万7千342円で、損害賠償の相手方は町外居住者でございます。

この事故は、令和7年3月4日火曜日午後6時頃、町道畑竹内線を相手方車両が通過した際、アスファルト舗装の一部が剝離し、その破片が左後輪ホイール及び車両の左底部にあたり、損傷させたものでございます。

この事故に伴う過失割合は、町側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年4月8日に、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

報告第6号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。

よって、報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第9、報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、太子町大字山田地内の水路上において発生いたしました車両物損事故に伴う

和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は9万2千300円で、損害賠償の相手方は町内居住者でございます。

この事故は、令和7年1月18日火曜日午後3時頃、水路上に設置されている鉄板蓋の上を相手方車両が通過した際、老朽化により鉄板蓋が跳ね上がり、相手方車両を損傷させたものでございます。

この事故に伴う過失割合は、町側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年4月8日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の規定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

報告第7号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。

よって、報告第7号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第10、報告第8号、令和6年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第8号、令和6年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件についてご報告申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、令和7年3月定例会における令和6年度太子町一般会計補正予算第10号及び第11号において、予算の繰越しについてご議決をいただいたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援事業、繰越額1千546万9千円は、低所得世帯等への給付金の給付に要する経費でございます。財源

は国庫支出金1千546万9千円の未収入特定財源でございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、事業名、災害対策事業、繰越額1千283万4千円は、災害対策用備品の購入に要する経費でございます。財源は国庫支出金641万円の未収入特定財源と一般財源642万4千円でございます。

続きまして、9款教育費、4項中学校費、事業名、中学校校舎棟トイレ改修事業、繰越額6千987万8千円は、トイレ改修に要する経費でございます。財源は国庫支出金2千352万4千円、地方債4千630万円の未収入特定財源と一般財源5万4千円でございます。

以上、ご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第8号、令和6年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第11、議案第20号、太子町職員定数条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第20号、太子町職員定数条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、職員の業務量の増加及び住民ニーズの多様・高度化に対応するため、本町の行政機能の維持、向上を図ることを目的に必要な人材を確保し、職員の適正配置を行うため、職員の定数について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条第2号の町長の事務部局の職員90人を97人に改正し、同条第6号の教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員15人を8人に改正するもので

ございます。

恐れ入ります。議案書の附則をお願いいたします。

施行期日でございます。この条例は令和7年6月1日を施行日としております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、太子町職員定数条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第12、議案第21号、太子町税条例中改正の件、これを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第21号、太子町税条例中改正の件、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、このうち、施行期日が本年4月1日とされているものを除く一部改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、まず個人の町民税におきまして、特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除の規定に特定親族特別控除額を追加し、公的年金等受給者の個人住民税申告義務や、扶養親族等申告書に係る規定等を整備するもの、並びに加熱式たばこの課税方式が段階的に見直され、紙巻きたばこよりも税負担の水準が低いいため、課税の適正化を図るものでございます。

そのほか、法改正に合わせて条文の整理等を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第21号、太子町税条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第13、議案第22号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第22号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ6千76万4千円を増額し、総額を71億9千478万円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、物価高騰対応重点支援事業に要する経費のほか、公共施設予約システム導入に要する経費及び子ども家庭センター設置・運営に要する経費などの予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、公共施

設整備基金からの繰入金、諸収入及び町債で予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第22号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）は、予算常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、これを議題といたします。

本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の刀根道夫氏及び上田哲也氏が、令和7年12月31日をもって任期満了となるため、刀根道夫氏の後任として筒井真澄氏を、また、再任として、上田哲也氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、候補者の推薦につきましては、法務大臣に令和7年7月末までに行う必要があることから、本定例会に上程させていただくものでございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案どおり適任とされました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会いたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時27分 散会）

【第 2 日】

令和7年 第2回太子町議会定例会会議録

令和7年6月17日（火） 午前 9時29分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	村井浩二君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	森田忠彦君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	村岡篤君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小濱健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡麻千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	田中信幸君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
会計管理者 兼会計課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	山本夕芽
------	-----	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・南河内基礎自治機能充実強化協議会について……………松井謙昌君
- ・防災対策について……………濱地知英君
- ・介護崩壊を食い止め、住民が安心できる介護保険制度に……………岡野秀子君
- ・こども家庭センターについて……………斧田秀明君
- ・太子町の環境問題について……………辻本博之君
- ・軟骨伝導イヤホンについて…………… 〃
- ・全住民に保険証の発行を……………西田いく子君
- ・農業を守り発展を…………… 〃

日程第2 議案第25号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時29分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よってこれより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

---

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次発言を許します。

まず、1番目、松井議員の質問を許します。

松井議員。

[6番 松井謙昌君 登壇]

○6番(松井謙昌君) 皆さん、おはようございます。

議席番号6番、たいしにぎわう会の松井謙昌です。通告に基づきまして、質問を行います。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

広報たいしの令和7年6月号の表紙を1枚めくりますと、南河内地域2町1村未来協議会～将来のあり方～の見出しで、以下、未来協議会ということにいたします。この未来協議会でのこれまでの取り組み、今後の方向性が記載されており、併せて、南河内基礎自治機能充実強化協議会を設置とも記載されています。こちらは、以下、充実強化協議会ということにいたします。

河南町、千早赤阪村のホームページを確認しましたところ、河南町、千早赤阪村とも、広報紙6月号に同様の内容が掲載されています。更に、大阪府の府政だより6月号にも、市町村の将来や地域の未来のことをみんなで考えましようとの見出しで、大阪府内の人口、高齢化率、児童生徒数の推計がグラフで示され、ほかに、課題、取り組みが紹介されています。

経過をたどりますと、まず、未来協議会が令和5年5月23日に設置され、太子町長、河南町長、千早赤阪村長、大阪府総務部市町村局長が構成員となっております。

その後、大阪府におきまして、大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例が制定され、令和6年4月1日に施行されました。

そして、この度、充実強化協議会が令和7年4月25日に、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び大阪府を構成団体として設置され、第1回協議会が5月28日に開催され、大阪府知事、これら地元の大阪府議会議員、構成団体、市町村長らが出席され、テレビのニュースや新聞でも取り上げられました。

先の未来協議会には、構成員の2町長1村長らのほか、オブザーバーとして富田林市長、河内長野市長、大阪狭山市長が参加されたこともありましたが、この度の充実協議会は、構成団体として、羽曳野市、大阪狭山市の2市が加わられて、併せて2市2町1村と大阪府となりましたが、その一方で、残念ながら、富田林市と河内長野市が加わられておりません。

ここで、まずお伺いいたします。この充実協議会は、未来協議会と設置目的や協議する事項がよく似ているように思いますが、どのような違いがあるのでしょうか。

例えば、今後、未来協議会は発展的に解消して、今回の充実強化協議会で様々な議論、あるいは、テーマを絞り込んで重点的に取り組みが行われていくことになるのでしょうか。

また、この度の充実協議会の立ち上げにあたり、設置目的、協議事項、構成団体などについて、いつ頃どこからお話があったのでしょうか。併せてお伺いいたします。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（村岡 篤君） 急激な人口変動の中、基礎自治体である市町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、これまで大阪府と課題分析や対応方策の検討を行ってまいりました。

令和5年度から、地域の未来予測の結果を踏まえ、人口減少に伴う様々な行政課題に対し、太子町、河南町及び千早赤阪村の2町1村が連携し、大阪府と共に南河内地域2町1村未来協議会を設置し、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして、合併についても検討を深めるための調査及び研究など、この地域の更なる発展成長を目指すため、様々なテーマについて継続して検討を重ね、取り組めるものから速やかに実施してまいりました。

一方、令和6年度に、大阪府議会特別委員会提案による大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例が施行されたことを受け、大阪府では、条例に基づき基本方針を策定し、市町村の自主的な取り組みに対し、これまで以上にきめ細やかに支援することとされました。

南河内基礎自治機能充実強化協議会については、昨年12月に開催した令和6年度第2回未来協議会での議論を受け、太子町長、河南町長、千早赤阪村長が、大阪府と共に、富田林市長、河内長野市長、羽曳野市長、大阪狭山市長に未来協議会の取り組みの説明を行いました。

その上で、人口減少等による課題への対応や住民サービスの充実強化が共通の課題であることから、令和7年度から新たな協議会を設置し、近隣市を含めたより大きな枠組みで将来の在り方や将来課題への対応策について、幅広い検討や議論を進めていきたいとの意向をお伝えし、参加を働きかけました。

その結果、羽曳野市、大阪狭山市から賛同いただき、両市と2町1村、大阪府を構成員とする南河内基礎自治機能充実強化協議会が本年4月25日に設置されたところでございます。

5月28日に開催されました第1回協議会の冒頭では、各市町村長と吉村知事、大阪府議会の鈴木議員、西元議員、須田議員のご出席の下、発足式を執り行いました。

また、会議では、人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、この地域の更なる発展、成長を目指すため、南河内地域の将来の在り方や将来課題への対応策について、検討を進めることで合意しました。

検討テーマとしては、例えば、技術職をはじめとする人材の確保や交流、地域資源を活用した魅力づくり、イベントの共同実施、事務委託や事務の共同処理、市町村合併の調査及び検討などがございますが、具体的な個々の協議テーマについては、今後開催を予定されている幹事会等において議論し、検討を進めてまいります。

なお、ご質問にありました今後の未来協議会自体の取り扱いでございますが、これまで議論を重ね、2町1村で取り組むこととしたものについては、引き続き未来協議会として取り組むこととし、2つの協議会それぞれにおいて、連携、分担しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） ありがとうございます。

未来協議会の設置の経緯の中には、共同で行財政改革、公民連携、広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして合併についても検討と記載され、実際検討されてきています。充実強化協議会の設置目的にも、選択肢の1つとして市町村合併の調査研究を行うとうたわれています。

約20年前の平成14年から平成16年にかけて、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の1市2町1村で合併協議が進められましたが、実現には至りませんでした。

しかし、このときには、合併協議会が設置される前に、太子町内6か所の集会所と万葉ホールで、市町村合併に関する住民懇談会が開催されています。

また、広報たいしの平成14年3月号から8月号にかけて、6か月の各号で、それぞれA4、1頁分に、今なぜ市町村合併なのかと題して、背景、必要性、合併の制度、合併協議会の内容、手続き、合併特例法の概要説明などを掲載されていました。

ここで合併の話をするわけではありません。要するに、未来協議会と充実強化協議会、そこでの検討内容などを広報たいしで住民の皆さんに広く、分かりやすく伝えていただきたいということを望むものであります。

広報たいしでは、例えばこれまで、人権コラム、幼小中一貫教育だより、みんなで育てるたいしの子、地域公共交通について考える、みんなで育てる地域公共交通など、シリーズで掲載されてきたものがあります。

確かに、令和6年12月号、令和7年1月号、2月号で、未来協議会での取り組みの地域の未来予測として、人口減少、公共施設、医療介護事業についての連載や、令和7年4月号では、先に行われた第1回、第2回の住民アンケートの結果公表もされています。なお、グラフのところなどは文字が小さくて読みづらく、もう少し文字を大きくしていただければと思います。

また、太子町の未来を考えようをテーマとするタウンミーティングも行われました。

私は、これらは良い企画だと思っております。

更に、未来協議会においては、これまで令和5年度と令和6年度にそれぞれ3回ずつ開催され、開催の翌月か翌々月の広報たいしに、協議会が開催されたという記事が掲載され、そのQRコードを読み取れば、町のホームページや大阪府のホームページに進み、議事概要や資料などを見たりすることができるようにされています。

しかしながら、そこはやはり全ての住民の皆さんが手にされる紙面である広報たいしにおいても、ぜひとも分かりやすく、きめ細かな情報発信に取り組んでいただく必要が

あると考えます。それによって、住民の皆さんの理解促進につながるものと思っております。住民の皆さんと共に考えていくことが何よりも大切だと思います。

そこで伺います。住民の皆さんの理解促進とそれに対する取り組みについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（村岡 篤君） 失礼いたします。

先ほどの南河内基礎自治機能充実強化協議会の検討テーマの答弁の部分で、一部錯誤がございましたので、もう一度答弁、その部分させていただきます。まず、そちらからさせていただきます。

検討テーマとしては、例えば、技術職をはじめとする人材の確保や交流、地域資源を活用した魅力づくり、イベントの共同実施、事務委託や事務の共同処理、市町村合併の調査及び研究などがございます。恐れ入ります。

続きまして、ご質問の答弁をさせていただきます。

住民の方々の理解を深めていただくための情報発信でございますが、これまで未来協議会の取り組みに当たっては、議会や住民の方々と課題を共有しながら、将来の在り方に関するオープンな議論を行うため、動画配信を行うとともに、本町の広報やホームページにおいて、開催情報や取り組み内容、未来予測などの情報を発信し、加えて、住民アンケートを行い、意見聴取を行うなど、議論の双方向化により、住民理解の促進に努めているところでございます。

なお、広報紙への掲載についてですが、住民の方々に対する多様な情報の発信ツールとして重要な広報媒体である反面、紙面全体の文字数や頁枚数など一定の制約を受けることから、多くの詳細な情報を掲載することが難しく、ホームページでの掲載となっておりますが、住民の方々が未来協議会の取り組みに対して理解を深めていただけるよう、広報紙の掲載については、より一層工夫を行い、丁寧な情報発信を心がけてまいります。

加えて、南河内基礎自治機能充実強化協議会につきましても、未来協議会同様にオープンな議論を行うとともに、丁寧かつ積極的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） ありがとうございます。

大阪府の泉南地域でも、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町の3市1町と大阪府で構

成される泉州南未来像研究会が設置され、その第1回研究会が6月12日に開催されています。

大阪府の条例が施行されて1年、南河内地域以外でも動きが出てきています。

南河内での充実強化協議会には、羽曳野市と大阪狭山市が加わっておられますが、富田林市、河内長野市が加わっておられません。

このうち、例えば、大阪狭山市と富田林市では、この6月議会で、充実強化協議会に加入あるいは非加入について質疑が行われ、市当局のお考えも示されているようです。

しかしながら、例えば、富田林市は、消防、ごみ処理、し尿処理、小児診療、休日診療などの広域連携の取り組みで、太子町、河南町、千早赤阪村の2町1村とは関わりが非常に大きいことでもあり、今後とも加わっていただくよう、粘り強く働きかけをしていくことも必要と考えます。

繰り返しになりますが、太子町の将来、地域の未来のことについて、何よりも住民の皆さんの理解がなければなりません。

住民の皆さんの理解促進につながるよう、取り組んでいっていただくことをお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて、松井議員の質問を終わります。

次に、2番目、濱地議員の質問を許します。

濱地議員。

[9番 濱地知英君 登壇]

○9番（濱地知英君） 議席番号9番、やわらかい、濱地知英でございます。通告により一般質問を行います。理事者の皆様におかれましては、適切なご答弁、よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、防災対策の現状と今後の強化策についてお伺いします。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震といった大規模災害の発生リスクが高まる中、昨年発生した能登半島地震では、発災直後から初動の混乱、情報伝達の遮断、物資や燃料の不足といった多くの課題が露呈しました。

特に正常化バイアスやオーバープランニングによる判断の遅れ、更には、フェイクニュースによって住民の混乱が助長される実態が明らかになっており、平時からの備えと実践的な訓練の必要性がより強調される形となりました。

そこでお伺いします。本町において、こうした教訓を踏まえ、地域防災力の向上に向

けた施策をどのように講じているのか。現時点の取り組みと今後の強化策について質問いたします。

1、避難計画の策定状況と住民への周知、運用体制。2、避難訓練の実施状況。3、通信遮断時における対応。以上3点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 本町の防災対策について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町の防災対策は、上位計画である国の防災基本計画、大阪府の地域防災計画に合わせ、直近では、令和7年3月に改定しました太子町地域防災計画を基本として対策してございます。

災害による被害を未然に防止するには、日頃からの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。

防災対策の推進に当たっては、行政による公助のみならず、各ご家庭による自助や地域による共助も含めた総合的な取り組みが重要であります。

各ご家庭や地域の防災意識の向上を図るため、防災ハザードマップの全戸配布、町の広報紙などによる周知や、全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急地震速報の訓練用配信を利用して、防災行政無線の屋外スピーカーやご家庭にある戸別受信機で放送し、緊急地震速報対応行動訓練等を年6回実施しております。

また、防災についてより身近に考えていただくため、地域において防災訓練が実施されております。

更に、幼少期からの防災意識の向上が重要とし、小学校からの要請に基づき出前教室を行い、災害時の備えや自助の大切さなど、周知を行っております。

災害発生による通信遮断時には、広域的な防災情報や気象情報については、衛星無線を利用した大阪府防災情報システムによる収集を行っており、町内の被災状況等については、職員等による情報収集を行うこととしております。

また、住民への情報伝達につきましては、停電時でも電池により作動する防災行政無線の戸別受信機などを通じて行うこととなっております。

現在は技術の進歩が著しく、情報収集や情報発信に関するあらゆる方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございました。

説明いただいたように、本町が国や府の地域防災計画に準じ、Jアラートの活用をはじめとする防災意識の向上に取り組んでおられることは、大変有意義なことだと受け止めております。

一方で、現場における課題として、計画が存在しても、それが災害時に本当に機能するのかという実効性の部分です。

例えば、能登半島地震をはじめとする過去の震災では、停電の影響により、防災スピーカーや行政無線が使用できなかったという実例が報告されています。

こうした実情を想定し、本町においても、戸別受信機の定期点検や電池交換のルール化、非常用電源の整備、更には、衛星通信など、停電時でも確実に通信が届く代替手段の導入を早急にご検討いただく必要があると考えます。

また、年6回の行動訓練や防災教育への取り組みは大切ですが、本当に効果があるのは、訓練の回数だけではなく質、そして、人と人とのつながりの構築であると考えます。

例えば、訓練後に住民同士で対話を行うつながり型訓練や、実際の避難ルートを共に歩く避難散歩、更には、個別避難計画に基づく実地訓練など、顔の見える関係性の中で命を守る体制をつくる訓練が、今後ますます重要になってくると感じております。

本町としましても、こうした実践的かつ地域に合った訓練の導入をぜひ積極的にご検討いただきたいと思います。

更に、ハザードマップの配布や広報による周知は、防災啓発としては重要ですが、実際に災害が起きたとき、人の行動を左右するのは、自分だけは大丈夫だろうという正常化バイアスです。

これは知識の伝達では中々克服できない心理的な壁であり、例えば、自分の避難先を紙に書き出す、誰を助け、誰に助けてもらうかを具体的に共有するといった演習を通じて、住民一人ひとりが自分事として防災を捉える意識が不可欠だと考えております。

こうした観点から、今後の防災計画においては、立派な計画を掲げることに以上に、地域に即した実効性のある計画へと育てていくプロセスが重要です。

そのために、繰り返される訓練と住民との対話を土台とした防災力の底上げを、今後の政策として取り入れていただくことを強くお願い申し上げまして、この質問を終わります。

次に、避難所の整備状況及び今後の改善計画についてお伺いします。

災害時の避難行動において重要なのは、どこに誰がどう避難するのかという具体的なプロセスの設計です。

能登半島地震では、避難所のトイレ不足、停電、断水による機能停止、要配慮者の孤立といった深刻な問題が多数報告されました。

また、階段しかないため、避難経路が使えず、車椅子利用者が逃げられないといったバリアフリー上の課題、避難所に到達しても電気、暖房がなく、安心して滞在できないといった実態も明らかとなりました。

そこでお伺いします。こうした現実を踏まえ、町の現状と今後の整備、改善計画について、ご答弁をお願いします。

1、各避難所におけるトイレ、電源、冷暖房の基礎インフラの整備状況。2、避難支援が必要な方、要配慮者の把握状況。3、備蓄倉庫の配置場所や物資、内容の見える化の進捗状況。4、地域団体と連携した災害時物資、燃料などの確保体制。以上4点について、ご答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 避難所等の整備状況及び改善計画についてでございますが、現在、本町の指定避難所は14施設あり、万葉ホール、地区集会所など、公共施設や小中学校の体育館などの教育施設を指定しております。

議員ご指摘の内容につきましても十分認識をしており、指定避難所の耐震化、不燃化の促進や災害用トイレ、非常用電源の確保、空調設備の整備等、避難所生活に必要な設備、機器の整備に努めており、小中学校体育館の空調設備につきましては、今年度の実設計、来年度に工事実施を予定してございます。

また、避難するときに支援が必要な方などの要配慮者の避難を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、自治防災組織、町会、自治会及び民生児童委員、社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者個別避難計画の作成を促進しております。

避難された方への支援物資につきましては、役場水防倉庫、生涯学習センター、青少年グラウンド、山田小学校体育館の4か所の備蓄倉庫で保管しており、保存状況や衛生面を考慮する必要がある物資や資機材等の内容に応じて、それぞれ備蓄を行っております。

す。

また、災害時において、生活必需品や飲料で、カインズ、サンプルザ、ダイドードリンコ、応急対策や燃料提供で、太子町災害活動支援隊、サントーコーなど、民間企業や団体26者と災害連携協定を締結しております。

今後も、より一層協力体制の充実を図るため、様々な団体と連携協定の締結に努め、住民皆様の安全安心につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございます。

町内に14の指定避難所があるとのことですが、避難所があることと、本当に避難できることは別問題です。

能登半島地震でも高齢者や要配慮者が自宅に取り残された事例が多く報告されました。実際に逃げられるか、たどり着けるかといった観点から、避難所や整備や運用の在り方として、今一度見直していただきたいと思います。

また、備蓄につきましても、備えはあったが、どこに何があるか分からず、対応が遅れたという事例もあったようです。

町内の備蓄品の種類、数量、保管場所をまとめた見える化マップを作成し、住民に分かりやすく共有することで、災害時の活用だけでなく、防災教育の一環としても効果が期待できます。

更に、企業との災害連携協定が進められている点は良いことですが、実際の災害現場でそれを機能させるには、平時からの合同訓練、役割分担の明確化、連絡体制の整備など、実働的な連携が不可欠です。協定書があるだけではうまく機能しません。

今後は、国や府の計画に準じた整備に加え、現場の実態や被災自治体からの教訓をしっかりと反映し、理想的な計画でなく、実際に機能する体制への転換を求め、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田忠彦君） これにて濱地議員の質問を終わります。

次に、3番目、岡野議員の質問を許します。

岡野議員。

〔3番 岡野秀子君 登壇〕

○3番（岡野秀子君） 議席番号3番、日本共産党の岡野秀子です。

私は、介護崩壊を食い止め、住民が安心できる介護保険制度にということで質問させていただきます。

2000年に始まった介護保険制度は今年で25年になります。介護保険が導入されるまで、介護費用の50%が国庫負担でした。それが25%になり、また、住民税非課税の人も保険料を年金から天引きされ、利用料に減免もなく、低所得者も1割負担、要支援、要介護の認定がなければ介護保険が利用できなくなりました。保険あって介護なしが危惧された制度でした。

政府は、その後も税と社会保障の一体改革という名の下に改革を繰り返してきました。

少し追ってみます。2005年には、施設入所者の食費、居住費を保険給付から外し、原則自己負担にしました。2006年には、要介護1の人々の大半を要支援に格下げし、サービスを制限し、制度から締め出しをしました。2015年には、要支援の方の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、自治体の事業に置き換え、また、特養ホームの入所を要介護3以上に限定し、そして、一律1割負担だった利用料も、一定所得以上が2割になり、2018年には現役並み所得の人は3割になりました。

そして、去年、2024年4月には介護基本報酬が改正され、訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げました。

この相次ぐ改革で、在宅介護のサービスが崩壊の危機にさらされています。

2024年12月末現在ですが、事業者の倒産や休廃業、解散は、過去最多の784社、その7割が訪問介護です。

訪問介護事業所のない空白自治体は107市町村、1か所だけあるのは272市町村です。

大阪府では、2024年1年間で事業所の倒産が73件、過去最多で、全国で最も多い状況です。廃業の主な理由は、人材不足、高齢化、低賃金、身体的・精神的な負担が大きいため、人材確保が難しくなっているからです。

訪問介護事業所の4割近くが赤字で、ヘルパーさんの有効求人倍率は1.4倍以上で、募集しても1つも応募がないと言っておられました。絶望的な人手不足となっています。

また、高齢者やその家族の相談に乗り、介護サービスの利用に欠かせない計画書（ケアプラン）をつくるケアマネジャーさんの有効求人倍率も9.7倍と担い手不足になっています。その上、政府は、ケアマネさんの担当件数の上限を月33件から44件へと緩和しました。基準緩和でなく、担い手を増やす支援が必要です。このままでは、介護

を受ける入り口が閉ざされかねない事態になります。

介護労働者の賃金は、全産業平均より月8万3千円低く、ホームヘルパーさんは6万円低く、昨年度の補正予算では、介護職への一時金支給はありましたが、ケアマネさんを対象外にしました。

そこでお尋ねします。町は介護保険制度のこの全国的な状況をどう受け止めておられますか。また、町の訪問介護事業所の実態、介護職員の労働条件、人手不足、利用者さんの声や要望を聞いておられますか。お聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 2024年4月に実施された介護報酬の改定についてですが、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことは、全国的に見ても大きな影響を及ぼすものであり、特に在宅サービスの存続に対する危機感が高まっていることは認識しております。

保険者といたしましては、このような状況は、介護サービスを提供する事業所にとって厳しい経営環境をもたらし、結果として、利用者の方々へのサービス提供にも影響が出る可能性があるかと危惧しています。

国では、各事業所に勤務する介護職員の配置を含めた労働条件や労働環境についての見直しを事業所に促す施策を打ち出し、それに伴う介護職員処遇改善加算など対策を講じた事業所に対し、報酬を増額する加算制度を設けており、これには町内事業所からも多数の申請がございましたが、小規模な訪問介護事業所におきましては、更なる支援策も必要な状況です。

現在、町内訪問介護事業所の経営実態についての詳細な情報は把握できませんが、介護現場の声につきましても、ケアマネジャー連絡会議をはじめ、医療と介護スタッフが出席するような会議において情報交換を積極的に行い、また、本人や家族からのサービス相談のほか、介護相談員による各事業所への訪問を通じ、直接、利用者への声を聞き取りを行うなどしておりますが、今後もより多くの現場の声が届く体制づくりを講じ、介護ニーズの把握と適正な介護サービスの継続に向け、保険者としての役割を果たしてまいります。

○議長（森田忠彦君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

より多くの現場の声が届く体制に努めるというところらへん、やっぱり実際に足を運

んでもらって、聞いていただきたいなと思います。

こういう状況の中で、私は、介護事業所、介護職員、利用者さんの声を歩いて直接お聞きしてきました。

事業所経営者の方からは、今、物価高騰が大変、光熱費、ガソリン代、お米、食材費などの補助が欲しいとの声がありました。

今回の6月議会で、事業所に対する光熱費などへの補助が補正予算で計上されました。事業所経営者にとっては朗報だと思います。

しかし、大本を変えなければ運営が苦しい状況は変わりません。政府に対しては、介護報酬を引き上げてほしい、物価高騰に対する補助、職員の賃上げと処遇改善、書類の簡素化などを強く望んでおられました。

また、ケアマネジャーさんからは、6年に1回の資格に対する更新手続きに費用も時間もかかる、何とかならないか、もちろん人手不足は訴えられておられました。

パートのヘルパーさんからは、移動時間が短い、ガソリン代が必要ないという効率のいいサービス付き高齢者向け住宅、俗にサ高住と言われているんですが、に比べたら割に合わない。利用者さんがキャンセルすると空き時間が出て収入が減る、掃除、洗濯、買い物、調理など、生活援助は時間が短く、報酬が低い。そして、介護福祉士など資格試験を取りやすくしてほしいと。また、利用者さんの話も聞かなあかんって思うけれども、そんな時間が中々取れないとおっしゃっていました。

そして、利用者さんからは、太子町のヘルパーさん、ケアマネさんはよくやってくれる。だけど、自分のところは2人とも要介護1で老老介護をしている。家で生活するのは難しい。でも、施設へは要介護3以上でしか入れないと困っておられましたなど、切実な声を聞かせていただきました。

ぜひ、町として、施設の経営者だけでなく、施設で働く労働者、利用者さんの声を直接聞く場を設けてください。そして、直接聞いたその声を国や府に届け、保険あって介護なしとなっている介護保険制度の改善を強く求めていただきますよう要望しておきます。

また、今の介護事業所の現状は、利用者の方々へのサービス提供にも影響が出る可能性があるかと危惧しているとの答弁でした。本当に全国的に今後どうなるのかと、不安の声が広がっています。

在宅介護のサービスが危機的な状況にある中、全国で訪問介護の報酬の引下げ撤回を、

介護報酬を引下げよの世論が沸き起こり、36都道府県、289の市町村議会で請願、陳情が採択され、政府への意見書は281本提出され、都道府県でも14の県議会で意見書が決議されています。

大阪府下では、吹田市、摂津市、貝塚市、熊取町で意見書が議会で採択されています。

太子町では、この6月議会の補正予算で、政府の物価高騰対応に対する交付金を活用して、町内の介護施設や保育園などの事業所にガソリン代の助成を予算化しました。

国の制度改正を待っていただけないと、訪問介護事業所の運営が厳しい中、独自の人材対策、処遇改善、経営支援を行っている自治体が生まれています。

東京都では、ホームヘルパーさんの確保と移動手段の補助として、令和7年度よりヘルパー採用時の補助、資格取得支援、独自の賃上げ補助金、介護職の人に月1万円から2万円給付、人材採用するときも、1事業所当たり80万円まで補助。その他、電動アシスト自転車や電動自動車、電動バイクなどの購入に当たって500万円を補助しています。

世田谷区では、令和元年より人材採用に80万円補助、自転車購入の際の補助をしています。

また、新潟県村上市では、令和6年度から、令和5年度との差額分を補填する独自支援として、一般財源を投入しています。

品川区でも、この6月議会で60か所の介護事業所に引下げ分との差額を給付金として補填することを決めました。

そして、全国市長会では、次回の改定を待たず、引下げを見直す要望を上げています。

今後、団塊の世代が高齢化し、介護サービスの需要が増え続ける中、住民が安心して生活ができる介護制度をどう保障していかれるのでしょうか。太子町独自で介護崩壊を食い止めるために、介護施設や介護職員を守る対策を考えておられるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 地域の介護サービスが持続可能であるためには、自治体といたしましても、何らかの対策が必要であると考えております。

例えば、議員のお話の中にありましたように、今議会に上程しました、委員会でご審議いただきました物価高騰対策緊急支援金のように、国費等を活用して、介護職員の労働条件の改善や事業所の経営改善に寄与するような支援策を講じるなど、質の高いサー

ビスを維持するための取り組みが必要であると考えています。

また、全国的にも介護人材の確保と育成が大きな課題となっており、大阪府の推移では、2040年には府内で約2万2千人の人材不足が見込まれています。

本町といたしましても、南河内介護人材確保連絡協議会への参画を通じて介護職の魅力をPRし、就業へ向けた支援活動に取り組むことや、人材育成に必要なキャリアアップ支援などの情報提供を積極的に行うなど、介護職員が安心して働ける環境整備を推進するとともに、介護報酬単価の改善や小規模訪問介護事業所への支援策などについて、国へ要望してまいります。

団塊の世代が高齢化する中で、今後ますます介護サービスの需要が増加することが見込まれます。

介護崩壊を防ぐには、町内のみならず、広域間での取り組みがより一層重要となるため、近隣自治体とも情報連携しながら、持続可能な介護保険事業の運営に努めてまいります。

○議長（森田忠彦君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

町としてできることを考えてくださっているようですけれども、近隣市町村との連携、地域住民との連携だけでは解決しないのではないのでしょうか。

さっき紹介しました自治体では、自治体独自に改善支援を行っています。ぜひ、太子町でも独自に支援する方策を検討してください。要望しておきます。

今でも先の見えない厳しい状況の中、更に、政府は10期に向けて、介護保険制度の改悪を進めようとしています。その中身は、利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助サービスを総合事業へ移行というものです。

これではますます、保険あって介護なしが進むだけではないのでしょうか。

改悪ではなく、介護労働者の賃上げや労働条件の引上げ、国庫負担を50%にする負担増、サービス削減などの一連の改悪を全て中止することを、町として国や府へ強く働きかけてください。

介護事業所の方がおっしゃっていた声をもう一つ紹介します。

別の機会でも紹介していましたが、訪問介護サービスの中で、早朝のごみ出しを求める利用者さんがいます。でも、ヘルパーさんが少ないので断らざるを得ない。戸別収集してもらえればとの要望がありました。

この点については、高齢介護課だけで解決できる問題ではありませんので、環境農林課も一緒になって知恵を絞っていただきますようお願いいたします。

今後、10期のアンケートを取られると思いますが、現場で働く人たちや利用者さんの声が届くような、また、先ほど申しましたが、高齢化でごみ出しが困難な人の実態がつかめるようなアンケートの内容にさせていただくよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて、岡野議員の質問を終わります。

次に、4番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔2番 斧田秀明君 登壇〕

○2番（斧田秀明君） 議席番号2番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は、こども家庭センターについての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

2024年4月から全国の自治体に設置が進められているこども家庭センターが、子育て世帯を支える新たな拠点として注目を集めています。

そして、本町においても、こども家庭センター設置に係る補正予算案が、先日の予算常任委員会で、原案どおり可決されました。

こども家庭センターは、全ての子どもとその家庭、そして、妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供する新しい公共機関であると言われていますが、こども家庭センターの設置の背景には、次のようなものがあると言われてしています。

1つ、深刻な少子化、1つ、コロナ禍で加速した児童虐待やいじめ問題、1つ、貧困問題、1つ、日本の子どもの低い幸福度、1つ、親の子育て負担の増加などです。どの課題も非常に難しいものです。

まず、初めの質問です。これらの背景を少しでも改善していくために全国で設置が進められているこども家庭センターですが、本町では、いつ設置される予定でしょうか。

続いて、これまでの子ども・子育て支援に向けた経過や取り組みについて問います。

出産、育児、乳幼児健診や児童の発達支援、これまでの取り組みを活かした形で実施されてこられたと思いますが、部署を超えた連携について、ご答弁願います。

そして、大阪府の機関であるこども家庭センターと本町が設置するこども家庭センタ

一の違いについてですが、何かあるのでしょうか。

そして、最後に、大阪府との関わりについても答弁を願います。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） こども家庭センターの設置についてのご質問ですが、近年、児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化を図る必要があったことから、令和4年に児童福祉法が改正されました。

全国の市町村において、全ての妊婦や子育て世帯を対象に、母子保健と児童福祉の両機能の連携を深め、虐待への予防的な対応を行い、切れ目なく支援を行うこども家庭センターの設置が求められ、本町においては、教育委員会を含めた関係部署と協議を行ってきた結果、令和8年1月に設置を予定しております。

次に、これまでの本町の経過や実績ですが、平成28年度に子育て支援課の立ち上げに合わせて、子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能を連携させた一体的な支援体制を構築してきました。

母子手帳の交付時には、妊婦全員に面談を行い、乳幼児健診後には、児童の発達など、必要な支援を把握し、専門性の高い相談につなぐことを行ってきました。

また、令和3年度には、子ども家庭総合支援拠点の設置を行い、児童虐待の防止のために、いきいき健康課、教育委員会との部署を超えた緊密な連携に取り組んできました。

そこで、大阪府の設置する子ども家庭センターとの違いについてですが、大阪府の子ども家庭センターは、虐待や貧困、DVなどの本町では対応が困難な事案について、より高度な専門性や広域対応などを行っています。

また、名称についても、大阪府の子ども家庭センターは、漢字の子を使用しており、本町が設置するこども家庭センターは、平仮名のこを使用しております。

最後に、大阪府との関わりについてですが、より高度な専門性と広域対応を行う大阪府と、全ての妊婦や子育て世帯に身近に関わる本町とが連携することで、必要な支援を早期に把握し、切れ目なく、そして、もれなく、地域の実情に応じたきめ細やかな支援が提供できると考えております。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁どうもありがとうございました。

ただいまの答弁の中にありました、児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を

抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況は、全国的に存在するという一方で、非常に厳しい状況の中で、現在でも業務が遂行されていることが伝わりました。

そして今後はそれに加えて、こども家庭センター設置の業務も進めなければなりません。太子町職員の皆様の持つ横断的なつながりの力を発揮されることを願っています。取り組まれている皆様にご苦勞をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。

先ほどの答弁を聞きますと、もう既に、母子保健機能であるいきいき健康課と、児童福祉機能である子育て支援課、更に、教育機能である教育委員会が連携し、子どもを真ん中にした相談体制はある程度進んでいるのではと感じましたが、私の気のせいでしょうか。

それから、大阪府の機関、漢字の子の字を使用しており、今回、本町が設置するセンターは平仮名のこについて、何かこだわりがあるのかなと思ったのですが、なさそうですね。

大阪府の後方支援を受ける内容の1つとして、この業務に携わる職員のメンタルケアもお願いできないでしょうか。様々なアドバイスにより、課題の解決につながるのも多いのではと思います。

それでは、2問目に移ります。

太子町の子育て世代の現状や課題で気づかれたことがあれば教えてください。また、こども家庭センターは、専門的分野の機関であるため、設置だけで課題等が解決できるわけではありませんね。子育てを支援するために、今後、取り組んでいかなければならないと考えられるものを教えてください。新たな取り組みがあれば、当然、業務を遂行できる人材の確保や執務室の課題が残っていますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、新たに設置するこども家庭センターはどちらに設置予定でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 本町では共働き世帯が増加し、仕事と子育ての両立に課題を感じている人が一定数おられ、子どもの年齢に合わせた柔軟な働き方を支える子育て支援策の充実を図ることが求められていることから、子育てを支援する適切なサービス提供体制や地域全体で子どもを育てる意識の醸成、子どもたちが成長できる遊び場や居場所づくりの推進、子ども・子育て世代の健康増進と発達支援、子どもの貧困対策や

ヤングケアラーへの支援体制が必要と考えております。

今後、設置を予定しているこども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉の専門性と実務経験を有する統括支援員の配置が必須となっております。

多様なニーズに対しての対策を教育委員会を含む関係部署と調整し、既存の社会資源である重層的支援体制整備事業や子どもの学びと成長（非認知能力の向上）応援総合事業とのネットワーク化を進めてまいります。

更に、新たな施策として、子育て中の保護者に対して、思春期の子どもへの接し方を学ぶ親子形成支援事業や、地域で子育てを応援する仕組みづくりとして、子育て世代訪問支援事業の拡充など、地域資源を充実してまいります。

これらの取り組みを18歳までの子どもとその家庭に合わせて取り入れ、個別サポートプランを作成し、支援を行ってまいります。

最後に、人材の確保や執務室についてですが、令和6年度から子育て支援課には正職員の保健師が1名増員され、加えて、専門職員とサポートを行う事務職員の会計年度任用職員2名を増員する予定となっております。

また、執務スペースについては、役場本庁1階フロアにこども家庭センターを設置し、それに伴い、手狭となっている1階フロア全体の課題を利用者の利便性を考慮して、全面的に改善する予定です。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁を聞かせていただき、本当に大変な業務に取り組んでいかれるのだなと感じました。

人員配置についても、こども家庭センターでの実践経験を有する統括支援員が必要となっており、本当にご苦労さまです。

重層的支援体制整備事業や子どもの学びと成長（非認知能力向上）応援総合事業は、他の市町村より事業がかなり前向きな姿勢であり、ネットワーク化を進められているとのことでした。

更に、新たな機能として、新たな親子形成支援事業や地域で子育ての地域支援を充実するとともに、個別サポートプランを作成し、支援するとのことでした。

最後に、こども家庭センターを役場本庁1階フロアに設置し、フロア全体の課題を改善していく予定だというふうなことでございます。

こども家庭センターは、子育て世帯や包括的に支援する新しい拠点として大きな期待が寄せられています。

太子町では、母子保健と児童福祉に加えて、教育委員会の機能を一体化し、妊娠期から子育て期を過ぎ、18歳までの切れ目のない支援を提供することで、子育ての不安や負担を軽減し、子どもを真ん中にした子どもたちの健やかな成長を支えることができます。

もちろん人材確保や関係機関との連携など、課題は残されていますが、しかし、これらの課題に取り組みながら、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進めていくことで、より良い支援体制が構築されていくことを願います。

こども家庭センターの存在が広く知られ、気軽に利用される存在になることで、子育て世帯の孤立を防ぎ、全ての子どもたちが笑顔で成長できる社会の実現に近づくことができるはずです。

こども家庭センターの取り組みを住民の皆さんにご理解いただきながら、地域全体で子育てを支える意識を高めることが大切ではないでしょうか。

特に、児童虐待や子どもの貧困など深刻化する社会問題に対する予防的な取り組みの強化が求められます。早期発見、早期対応の体制を整えるとともに、支援を必要とする家庭が躊躇なく相談できる雰囲気づくりも重要です。

こども家庭センターが地域に根差した親しみやすい存在になり、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に貢献することを期待いたしまして、私の一般質問いたします。

○議長（森田忠彦君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時50分。よろしく申し上げます。

（午前10時42分 休憩）

---

（午前10時50分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） すみません、先ほどの岡野議員の再答弁で訂正がありましたので、再度読ませていただきます。

全国的にも介護人材の確保と育成が大きな課題となっており、大阪府の推計では、2

040年に大阪府内で約6万2千人の人材不足が見込まれております。すみません、訂正させていただきます。

○議長（森田忠彦君） それでは、次に、5番目、辻本議員の質問を許します。

辻本議員。

〔5番 辻本博之君 登壇〕

○5番（辻本博之君） 議席番号5番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、太子町の環境問題について質問させていただきます。

先日、支援者の方からご相談を受けました。この方のご高齢ですが、自身の健康のため、毎日近所を散歩するのが日課だそうです。高齢ということもあり、転倒しないよう足元に十分気をつけながら歩くのだが、ご近所の家から歩道に雑草が伸びて歩行の邪魔をされていて、歩道から車道のほうに避けながら歩く。私有地内でガーデニングなどを楽しむことは自由だが、歩道にまで伸びた雑草は住民の生活に支障を来すため、どうかしてほしいとのことでした。

自身でその家の方に伝えるのは、ご近所付き合いもあり、気が引けるため、役場に相談したそうです。しかし、一向に状況は変わらず、現在に至るそうです。

皆が快適に暮らしていけるよう、それぞれが自分のことだけでなく、他者も思いやりながら生活したいと願います。

しかし、残念ながら、自分さえよければそれでいいとの考えを持つ人がいるのも確かです。大きな歩道であれば、多少雑草が伸びていても避けて通行することが可能です。町が管理している歩道は整備されているのがほとんどですが、しかし、町には細い道も多く、きちんとした歩道が整備されていません。そこに雑草が伸びていても、町が手を出せるわけでもなく、個人に任せるしかありません。

今、多く問題となっている空き家も同じです。人が住まず、そのまま長い間放置されている空き家の周辺は、手つかずのまま雑草が伸び放題です。空き家であっても所有者が管理するのが当たり前です。定期的な清掃、整理を行っていただきたいと思います。

雑草が増えると、火災が発生したり、害虫の繁殖、中には悪臭を放つ雑草があったり、アレルギーの原因になる場合もあります。また、不法投棄のリスクも高まります。早期に対処する必要があります。

先のような相談があった場合、町としてはどのように対応されているのでしょうか。  
太子町の美しいまちづくりの観点から、町の対応をお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 太子町の環境問題として、雑草の対応について、私のほうからご答弁申し上げます。

近年における雑草の状況については、異常気象の影響からか、全国的に生育スピードが速く、その対応に苦慮はしております。

それらについての対応ですが、まず、町が管理する道路、公園などの公共施設においては、業者に委託し、定期的に草刈りを行っております。それらに加え、車両や歩行者などの安全な通行に支障が出ているなど、緊急に対応が必要な場合や委託している場所以外については、町職員により対応しております。

ご質問にあります民有地から道路などに伸びている雑草については、まず、公共施設内か民有地かを確認し、民有地であった場合は、土地所有者を確認の上、適切な管理に努めるよう指導しております。

しかしながら、土地所有者が遠方に居住している場合やご高齢の場合もあり、対応に時間がかかってしまうこともございます。

そのような中、令和5年4月1日に民法が改正され、雑草に越境された土地所有者は、雑草の所有者に対し、越境した枝を撤去するよう勧告しても、所有者が一定期間内に撤去しない場合や差し迫る状況である場合、越境された土地の所有者がその枝などを切り取ることができるようになりました。

ただし、民法改正後も、基本は雑草の所有者に撤去させる必要があるという原則は維持し続けております。

本町としましても、よほど緊急的な状況にない限り、基本的には土地所有者に適切な管理をしてもらうよう指導しております。これは、所有者に管理責任の意識を持っていただくためで、公費の投入により、所有者の維持管理の意識が薄れることを危惧した上での考えでございます。

よって、今後もやむを得ない場合を除き、土地所有者へ適切な管理に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

また、空き家については、議員ご指摘のとおり、空き家敷地内からの雑草による隣地や道路への越境は、近隣の環境悪化を招き、更にはごみなどの不法投棄の誘発や野良猫

などの繁殖も懸念されます。

本町といたしましても、空き家台帳を整備し、空き家の状況の把握に努めるとともに、空き家が雑草に覆われているなど不良状態にあると認めたとき、また、不良状態になるおそれがあると認められる場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家所有者へ改善するよう指導してまいりたいと考えております。

以上のとおり、道路、公園などの公共施設について、町が適切に管理することはもとより、空き家などの私有地からの雑草については、町としてできること、所有者で対応していただくことを見極めながら、引き続き、町内住環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。

次に、太子町は、多くの歴史的資源に恵まれた魅力あふれる町です。王陵の谷とも呼ばれるように多くの古墳が所在し、二上山や日本最古の官道・竹内街道があり、その歴史の息吹を感じようと多くの方が観光に訪れます。

そのような中であって、空き地や道にごみが散乱していると、観光気分もそがれ、不快に感じるに違いありません。

住民にとっても同じことです。自分たちが住む地域がきれいであれば、気持ち良く生活できます。逆に、所々に落ちているごみや雑草が生い茂る空き地、空き家など、またごみでいっぱいになった公園や自動販売機横のごみ箱などを目にする、残念な気持ちになります。

雑草が生い茂った空き地などは、ごみの不法投棄のリスクが高まります。大型のごみはもちろんですが、お菓子の袋やペットボトル、空き缶、たばこの吸い殻のポイ捨ても不法投棄にあたり、法律では5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、または、その両方が課せられます。

ポイ捨ては一人ひとりのマナーの問題であり、公共の場を汚し、環境を破壊する行為です。ポイ捨てをすることで、環境汚染や町の景観を損ね、不快に感じたり、歩行の妨げになります。また、たばこのポイ捨てで火災が起こることもあります。

しかしながら、残念なことに、誰かが掃除してくれる、少なから大丈夫という安易な考え方が根強く、ポイ捨てが完全になくなることはありません。

罰則があるにもかかわらず、ポイ捨てが減らない理由として、ポイ捨てが環境に与える影響が周知されていないことに問題があるのではないのでしょうか。行政として、もっと積極的にごみが環境に及ぼす影響やポイ捨て防止の重要性をアピールしたほうが良いのではないのでしょうか。また、ポイ捨てが不法投棄に当たることや罰則があることをもっと伝える努力もしていただきたい。

また、地域の清掃活動を企業や学校等にも協力してもらうなど、地域全体で自分たちの町をきれいにしようと動いてもらえる工夫ができれば、住民や太子町を訪れてくださる方々の意識も高まるのではないのでしょうか。常にきれいで清潔なまちづくりを、住民自ら積極的に取り組むことが重要であると考えます。

現在、町内のポイ捨てされるごみについて、町としてどのように対処されているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 太子町の環境及び景観を損なうごみポイ捨ての現状と対応について、私のほうからご答弁申し上げます。

これまでから、空き缶やペットボトル、家庭ごみなどのポイ捨てや、冷蔵庫、自転車など大型ごみの不法投棄については、住民の方々からの通報や職員のパトロールにより、その都度現場確認を行い、公共施設内であれば撤去し、悪質な場合など、必要に応じて警察へ通報する対応を行っております。

特に町内のごみステーションなど地域の方々で維持管理を行っていただいております集積場所への不法投棄については、更なる不法投棄の原因にならないよう、迅速な対応に努めているところでございます。

また、毎年12月に町内全域で実施しておりますクリーンキャンペーンは、太子町、各種団体及び住民との共同一斉美化活動として、住民一人ひとりが美化意識を持つことにより、清潔で快適な美しいまちづくりを推進することを目的とし、実施しております。

更には、公共の場所の清掃を実施していただく団体に対し、ごみ袋の支給や公用ごみシールの交付など、美化清掃活動支援事業も実施しており、令和6年度には20件の申請がございました。

これらの事業を継続していくことで、美しいまちづくりに対する住民意識の向上が図られ、ポイ捨てや不法投棄の原因に有効であると考えております。

議員ご指摘のとおり、ごみのポイ捨ての解決には、個人の意識改革が最も重要である

とは思いますが、それらの防止には、法律や条例で禁止されていることの周知も不可欠であると考えております。

本町においても、太子町環境保全に関する条例及び太子町美しいまちづくり条例を制定しており、それらに基づき、住民だけでなく、事業者の方々も含め、環境意識の向上を図るため、広報紙への啓発記事の掲載や地域への看板設置など、周知に努めているところでございます。

今後も住民の皆さんが良好な環境の中で快適な生活を送れるよう、引き続き清潔で美しいまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

私有地の雑草に関しては、当然のことながら自身で対処していただくかはなりません。しかし、高齢化が加速する現代において、自身の家を管理したいが、周りに頼る親族もなく、自分自身も高齢で中々手を出せなく、どうしてよいのか分からないと悩まれている高齢者も多いのではないのでしょうか。

若い世代であれば、代わりに草刈りしてくれる業者などを探すことは容易にできますが、高齢者になるとそれも困難で、一歩間違えれば詐欺被害に遭う可能性もあります。家の雑草や不用品の整理について、役場が直接指示することはできませんが、独り暮らしの高齢者のお宅のご近所が見守りできる環境づくりの手助けができるのではないのでしょうか。

これまでの決まり事を守ることも大切ですが、どこかでバージョンアップすることも必要であり、検討する優先事項であるのではと提案し、この質問を終わります。

次に、軟骨伝導イヤホンについて質問をさせていただきます。

難聴とは、音や人の声が聞きづらくなる状態を言います。高齢者に限らず、何らかの原因で難聴になる場合もあります。

難聴になると、日常的なコミュニケーションが困難になり、周囲の音への気づきが鈍くなるなど、様々な生活への影響が出ます。

音は、外耳、中耳、内耳を通り、脳で音として確認されることで聞こえます。耳のそれぞれの部分が音を伝えるために重要な働きをします。耳の各部分が協力して働くことで、聞こえが得られます。この仕組みのどこかに問題が起きると難聴になることがあります。

ます。

難聴と一口に言っても様々なタイプがあり、中耳炎や外耳炎、鼓膜の損傷、メニエール病、突発性難聴、老化によって起こる加齢性難聴や近年10代から30代の若い世代に増加しているヘッドホンやイヤホンで大音量の音楽などを聴き続けることで起こる音響性難聴などがあります。

聞こえの程度も人それぞれで、中々外見からは、聞こえにくいことが分かりません。生活する上で人知れず苦労している方は多いのかもしれない。

先にも述べたように、難聴になると、会話がスムーズに進まず、相手との意思疎通が難しくなり、場合によっては筆談や手話が必要になります。放送や呼びかけに気づかず、必要な情報を聞き逃す可能性があります。

役場は生活する上での様々な手続きのため住民が訪れ、役場職員の方がそれに対応されます。住民の皆さんが円滑に手続きできるよう、職員の方々は日々努力されています。どのような方に対しても同様に行政サービスが受けられるように、工夫を凝らされているかと思えます。

現在、太子町の役場窓口において、難聴をお持ちの方に対し、どのように対応されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 難聴の方に対する役場窓口の対応について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町では、加齢や傷病などに起因する心身機能の低下により不自由を感じておられる方や、妊産婦、小さなお子様連れの方など、障がいの有無に関わりなく、住民の皆様が安心して行政サービスを受けられる環境づくりを目指しております。

難聴の方への窓口対応においても、円滑なコミュニケーションを図れるよう、各窓口の職員により丁寧な対応に取り組んでおります。

具体的には、役場窓口で聴力に不安のある方が来られた際には、表情を確認しながら、分かりやすい言葉でゆっくりと話しかけるなど、会話スピードに配慮して対応しております。

加えて、相手方の状況や申し出に応じて筆談でのやり取りを行うなど、円滑なコミュニケーションを図れるよう努めております。

また、全ての窓口において、耳マーク表示板を設置し、筆談の申し出がしやすい環境

整備に取り組むとともに、特に高齢者が多く来られる福祉介護課や地域包括支援センターには、相手方の声とご自身の声を共に聞き取りやすくする集音拡張器を設置し、会話の補助としてご活用いただくなど、円滑なコミュニケーション環境の提供に取り組んでおります。

こうした取り組みを行うことで、本庁窓口では難聴の方々が不安なく必要な手続きを行えるよう、職員一人ひとりが配慮するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

公明党厚生労働部会は、2024年3月、奈良県立医科大学の細井裕司学長から、耳の軟骨を振動させ音を伝える経路、軟骨伝導をめぐって、難聴の高齢者への支援や技術の普及について、話をお聞きいたしました。

2004年に軟骨伝導を発見した細井学長は、認知症の要因の1つに難聴があるとし、軟骨伝導の活用によって、難聴で困らない社会の実現をと研究し、軟骨伝導イヤホンを紹介してくださいました。

頭蓋骨を振動させる骨伝導とは異なり、軟骨伝導とは、音の振動が外耳と軟骨を振動させることで音エネルギーを伝え、鼓膜や中耳を介して音を聞くことができる仕組みです。

軟骨伝導イヤホンには音のメリットがあります。軟骨に触れるだけで十分な音量で聞こえるので、長時間装着しても疲れにくく、外耳道内で音が発生するため、周囲の音も聞き取りやすく、音漏れも少ないのが特徴です。

イヤホンは、耳穴を塞ぐことなく装着できるので、清潔に保つことができ、表面がツルツルで凹凸がないため、複数人が使用しても衛生的な状態が保てます。

この利点を利用し、軟骨伝導イヤホンを行政窓口を導入している自治体が増えていきます。

これまで、耳の遠い高齢者の方とは、仕方なく大きな声で対応していた窓口業務が、コロナ禍以降、マスクの着用や飛沫防止のパーティションの設置により、意思疎通が難しい環境になっていきました。コロナ禍が明けた現在にあっても、マスク着用率は高く、役場の窓口業務に限らず、役場での相談内容は、お金や財産のことなど個人情報も多く、大きな声で話しにくい。難聴の方が安心して相談できる環境づくりのため、軟骨伝導イ

ヤホンは最適ではないかと思えます。ぜひ本町でも導入をお考えいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ご質問いただきました軟骨伝導イヤホンは、現在、全国の自治体や金融機関窓口などに設置され、自治体では、特に高齢者が多く利用する窓口

に設置され、来庁される方々に活用されている状況と承知しております。  
現在、本町における難聴の方への窓口対応では、筆談によるやり取りや集音拡張器を設置するなどの配慮を行っていますが、筆談はスムーズな意思疎通が難しく、また、集音拡張器は内容が周囲に漏れ聞こえるなど、プライバシーの保護において課題があることも懸念されます。

一方、軟骨伝導イヤホンは、通常のイヤホンや骨伝導の物と比べ、耳を塞がず音を拾えることや音が聞き取りやすいこと、また、消毒作業がしやすい形状で衛生的であることなどの特徴があり、また、音漏れが少なく、プライバシーへの配慮に有効という利点があると理解しております。

高齢者や障がい者をはじめ、全ての人が円滑にコミュニケーションを図ることができ、また、誰もが必要な情報を安易に入手できる環境を整備することは、行政窓口において重要な要素であると考えております。

聞こえづらさを感じる人も安心して役場をご利用いただくとともに、コミュニケーションの選択肢が広がるよう、軟骨伝導イヤホンを既に設置している自治体の情報を参考にしながら、窓口への導入も含め、検討してまいります。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） 前向きなご答弁、本当にありがとうございました。

役場窓口において、手厚い対応を心がけ、全ての方が安心して行政サービスを受けていただけるよう努力していることがよく分かりました。

軟骨伝導イヤホンを導入することにより、様々な利点において、住民、行政、双方にとってプラスにつながるのではないかと考えます。ぜひ軟骨伝導イヤホンの導入を実現していただきたいと要望し、質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、辻本議員の質問を終わります。

次に、6番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

[4番 西田いく子君 登壇]

○4番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、全住民に保険証の発行を求めて質問いたします。

6月議会で、2025年3月24日からマイナンバーカード運転免許証として利用できるようになることから、太子町税条例中改正の専決処分がされました。私たち日本共産党は、このマイナンバー制度に対し、政府が国民一人ひとりに生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をもつて利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題であり、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるもので廃止すべきであると、一貫して主張してまいりました。

今回条例で示されたマイナ免許証については、1、マイナ免許証だけ、2、従来の免許証のまま、3、2つを併用、この3つのパターンで利用できるとの説明がありました。

私はずっとこの間、くどいほど、マイナンバーカードを取得することは任意であり、強制されるものではない、このことを確認し、その度に、そのとおりで答えてもらっています。強制ではありませんから、このままの免許証でいいのだという人は、あえてマイナ免許証にしなくてもいいわけです。

また、後期高齢者医療保険証も名前は後期高齢者医療資格確認書に変わりますが、令和8年7月31日までは暫定的な運用ということではありますけれども、保険証利用登録がされたマイナンバーカード、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付することになっています。

ところがです、国は2024年12月2日から健康保険証については、新規発行を停止いたしました。マイナ保険証でなければならないということにしました。任意のカードなのにおかしいという声が沸き起こりました。マイナ保険証でのトラブルが多発したこともあり、結局、マイナ保険証1本にすることはできませんでした。

今現在、マイナンバーカードを持たない私は、有効期限内は従来の健康保険証が使えることになっています。しかし、この太子町は、現行の保険証が使えるのはいつまでなのでしょう。お答えください。

現在の国民健康保険証の期限が切れれば、新規発行がないので、資格確認書に変わるようになりますけれども、申請が必要となれば、被保険者の手間が増えるのではないで

しょうか。どうなっているのでしょうか。

また、マイナンバーカードは2016年から交付が始まっているので、既にカードの更新が必要な人たちが多くいます。マイナ保険証は即カード更新時に引き継がれるのでしょうか。役場窓口は、更にこのことで手間が増えるのではないのでしょうか。

また、マイナ保険証の利用登録解除はあったのでしょうか。顔認証ができない、番号を忘れて利用できなかった、結局、従来の保険証の利用を病院から求められたなど、報道されているような医療現場でのトラブルなど、窓口に苦情は届いていないのでしょうか。

国民皆保険制度の下、有効期限が切れる前に必ず新しい健康保険証が郵送されてきたわけですが、これまでは。今後、更新しなければ発行されないようなことになれば、更新、申告漏れなどが発生し、国民皆保険制度を壊しかねない事態にならないかと心配しています。

様々なトラブルを回避し、手間を省くためにも、国保加入者全員に従来の保険証を届けることは考えられないのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 従来の被保険者証について、昨年12月2日から発行されなくなり、資格確認書に移行されましたが、年次更新時に発行した従来の国民健康保険の被保険者証は、今年の10月末まで、経過措置として有効期限内は利用が可能となっております。

今後の資格確認書の発送でございますが、今年は被保険者証から資格確認書へ移行した初めての年であるため、いわゆるマイナ保険証を利用している方には資格情報のお知らせを、また、各々被保険者の事情によりマイナンバーカードを取得できない方やマイナンバーカードの健康保険証利用を希望されない方に対しては、資格確認書を7月に郵送させていただきます。

なお、資格確認書の有効期限は、原則令和8年7月31日までの1年間となっており、翌年度以降も有効期限が切れるまでに、資格確認書もしくは資格情報のお知らせを、被保険者自身が申請などの手続きなく、本町から郵送を行う予定となっております。

また、マイナンバーカード自体の更新時におきましては、既に健康保険証とひもづけを行っている場合は再度ひもづけをしていただく必要はなく、更新いただいたマイナン

バーカードで、引き続きマイナ保険証として利用が可能です。

最後に、マイナ保険証の利用解除は、今年4月以降、相談も含め、ございませんでした。

本町といたしましては、今後も、マイナンバーカードを健康保険証として利用する、また、利用しないに関わらず、住民の方々の不安を払拭するべく、これまでと同様に、引き続き丁寧な周知や対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 改めて申請しなくても届くということで、申請忘れて届かなくて、保険証がないという状態がないということをお聞きして、よかったですと思います。

それでもやっぱり手間が増えていると思うんです。マイナカードの更新時期の話をしましたけれども、国などの最新の試算によると、2024年度は、全国で更新が必要なマイナンバーカードは、カード自体が280万件、電子証明書が690万件です。2025年度にはピークを迎え、全国で合わせて2千780万件に上ると試算されています。

太子町にどれだけ更新時期を迎えている人がいるのか分かりませんが、このことだけでも仕事手間が増えるのは明らかです。

また、被保険者にとっては、今までどおりの国民健康保険証が郵送されてくることのほうが、間違えることもなくて安心ではないでしょうか。

結局、国民からマイナンバーカードをつくらせたいという要望もない中、多額のお金をかけて導入に必死になったのは、政府が国民一人ひとりに生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をもつて利用できるようにするためです。国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるマイナンバー制度、やはりこれは廃止するしかないと思っています。

そこで再度、お尋ねいたします。資格確認書があるということなんですけれども、今までの国民健康保険証をもらって、これは不便だという声は聞いてないと思うんです。だから、せめて保険証だけでも、従来の健康保険証にできないのか。それぐらいの裁量は自治体にあるのか、制度上無理なのか、それとも費用がかかるから費用の問題で無理なのか、一体保険証を発行し郵送するのに、印刷代、郵送代などを含めて幾らかかっていたのか、この点について答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 国民健康保険の被保険者全員に保険証の発行をとのこと

ですが、昨年12月定例議会の一般質問でもお答えしたとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は原則義務化するとされていますが、本町としましては、あくまでも原則であり、強制されるものではないとの認識でございます。

ご質問にありました費用でございますが、昨年度の被保険者更新においては、印刷や郵送代で約69万円の費用負担となっております。次年度は、概算ではございますが、資格確認書と資格情報のお知らせの印刷や郵送代で約39万円となり、単純計算では30万円程度の経費削減を見込んでおります。

職員の事務負担については、資格確認等はシステムにより管理しており、現在も特段の事務負担なく作業を進めているところでございます。

今後、マイナ保険証を利用される被保険者が増加した場合、印刷や郵送件数の縮減が図れ、費用負担の軽減が見込まれるものとしております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 今、マイナ保険証のほうがこれから進んでいくかもしれないし、職員さんの仕事量が増えることもないというような話ですけれども、元々マイナンバーカード、これは持ち歩くものではないって言っていましたよね。金庫の中にでもしまっておいてくださいねという話だったと思うんです。

ところが、国民健康保険証や後期高齢者医療証、免許証とひもづけして、マイナンバーカードにマイナ保険証とかマイナ免許証とかに置き換えれば、家の金庫にはもう置けない、持ち歩かざるを得ない状況になっています。

この何でも使えるように用途を拡大してきたこと、これが本当にいいのかということが問われています。高齢者の方、何回なくしたか、その度に替えてもらうのに、本人確認とかですごく困っているって話も聞きます。何もあえて必死になる必要もないと思いますし、せめてそれなら、後期高齢者のように全員に、両方持っていてもいいではないですか。全員に資格確認書を渡すというのもあっていいように思います。

先ほど費用を聞かせていただきましたが、30万円、ちょっとお得になるわけですよ。これからもっと進めば、もっとお得になるかもしれないって話ですけれども、令和5年度末、国保の基金残高が8千61万3千51円あります。そのお金があって、住民さんがマイナ保険証を出したら、これ使えません。10割負担ですって言われるような状況にならないように、今でも保険証を持っていたら紙のほうを出してくださいって言われているぐらいですので、両方持っていていいように、保険証を発行していただく

よう、従来が無理ならば、資格確認書を全国保の住民さんに渡すことを要望いたしましたし、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2問目、農業を守り発展を、この農業問題について質問させていただきます。

現在、日本の農業の持続困難が急速に進み、この10年で農業者は3割も減少しており、どこも後継者不足が深刻になっています。

2000年に175万戸あったのが2023年には58万戸に激減し、残っている農家も70歳以上が59%を占め、近い将来の大量リタイアは避けられません。

2023年の三菱総研の発表では、米需要量は今後減少するが、生産量は、農家の激減が主な要因でそれ以上に落ち込み、このままでは2040年には、最大156万トンが不足すると試算しています。

このままでは、国内の食料生産も危うくなり、耕作放棄地が広がり、国土や環境の荒廃が一気に広がりかねません。食料自給率は38%と主要7か国の中で最も低く、異常な水準であるにもかかわらず、農業所得に占める政府補助の割合は30%ほどしかありません。肥料、飼料、種子などの大半も海外依存で、実質10%以下という指摘も出るほどです。

国民の食料を守るためにも、燃料高騰に対する補助制度創設、国内の食料生産を増やす施策、価格保障、所得補填の充実、抜本的支援強化、地球環境型の食料生産などで農林漁業の活性化を図り、食料自給率を早急に50%に戻し、食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることが求められています。

この事態に歯止めをかけ、農業と農村の再生、食料自給率の向上に本格的に踏み出すことは、国民の生存、社会の存続に関わる待ったなしの課題です。世界の食料危機の解決、持続可能な社会に向けた日本の責任でもあります。

太子町第6次総合計画案の中でも、近年では、耕作面積、農家数とも減少が顕著となっており、令和2年の経営耕作地面積は82ヘクタール、農家数は232戸となっていますと書かれています。平成2年（1990年）は、経営耕作面積は208ヘクタール、農家数は478戸でした。30年間で激減しています。

そこでお尋ねします。農家が激減する中、道の駅の販売スペース、ここにはきっと太子町で採れた農作物を置くためと思うんですけども、今のままでは狭いから拡張することを考えているような話がありました。そうであるなら、町の農家が減っていること

に目を向けず、農作物が減ってるんですからね、ないようなことになってもいいのでしょうか。そのことは考えていただきたいと思います。

そもそも農家数、耕作面積が激減していることに対する危機感はお持ちでしょうか。答弁をお願いいたします。

太子町は、農業経営基盤強化促進法に係る地域計画を作成いたしました。この計画をなぜつくったのかがホームページに載っていましたので、紹介させていただきます。近年、全国的に農業者の高齢化や後継者の減少により、地域の農業の担い手不足や耕作放棄地が拡大し、農地が適切に利用されない状況が懸念されています。このような地域の課題を解決するため、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村で令和7年3月末までに、人・農地プランにかわる地域計画を策定することが義務づけられました。地域計画は、概ね10年後を見据え、将来の地域の農地を誰がどのように利用するか、地域農業をどのように維持・発展していくかを地域の話合いに基づきまとめる計画です。中略します。農業者をはじめとした幅広い皆様の意見を取り入れながら、地域の関係者と行政、関係機関が一体となって、地域計画や目標地図の策定に取り組んでいきますと書かれています。

この計画ができました。計画策定だけでは何も変わりません。この計画に、町としてどんな形で関わるのか、今後この計画をどう施策に活かすつもりなのでしょうか。お答えください。

太子町の予算に占める農林水産業費、これは少ないと思っているのですけれども、現在の農林水産業費は幾らで、全予算に占める割合は幾らなのでしょうか。

道の駅を拡張するかもしれないという計画もある中、農業を商業、観光にどう結びつけるか、お考えなのでしょうか。

私たち日本共産党は、イノシシなどの鳥獣被害対策や学校給食での地場産の農作物の利用、安心安全なオーガニック食材の推進など、これまでも様々な角度から農業問題を取り上げ、支援策、農業振興を求めてきましたけれども、太子町として実施している農業施策、今現在実施している農業施策についてお答えください。

また今後、どのような農業支援を進めようとしているのかでしょうか。これについてもお答え願います。

太子町の農業、農家を守るために具体的な施策を本当に考えているのでしょうか。232戸しかない農家を守るためにも、町独自の補助制度の創設をお願いしたいと思うん

ですけれども、以上、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 農業を守り発展をについて、私のほうからご答弁申し上げます。

農業従事者の高齢化が進み、人口減少が進む中、農家戸数や耕地面積の減少は全国的な傾向であり、本町も例外ではありません。

中でも大きな要因として、後継者不足もその1つと考えます。ご質問にもございましたように、国においても令和5年に農業経営基盤強化促進法を改正し、今までの人・農地プランに代わり、10年後の地域の農地を誰がどのように利用していくのか、地域の農業をどのように維持発展していくのかを地域の話し合いを基にまとめた、地域計画の策定を義務づけました。

この法改正に基づき、本町でも、聖和台を除く町内5地区において地域計画を策定し、本年3月に公表しております。

この地域計画では、有害鳥獣による被害や農道・水路の老朽化など、各地域が抱える課題について関係機関と共に共有し、更には担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した目標地図を策定しており、新規就農希望者を迎え入れる体制づくりを進めております。

最近では、新たにイチゴ栽培などを始めたいなどの方の相談も増えつつあり、担当課では、その方々に地域計画を紹介しながら、どこでどんな農地が後継者を求めているのか。その地域にはどのような課題があるのかなど、様々な対応を行っております。

今後も引き続き、それら地域計画を活用し、担い手への農地利用の集積、集約化及び新規参入を促進し、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の太子町の予算に占める農林業費でございますが、令和7年度では、歳出合計70億9千732万円に対し、1億121万円と全体の約1.4%でございます。

主な農業振興策でございますが、まず、ハード施策として、農道やため池、水路など農業用施設改修に係る補助事業を実施いたします。

また、それらによらない小規模な農業用施設の補修については、以前は、農業用ということで利用者が限定されるため、受益者負担の観点から、作業は利用者で実施していただき、町は必要な資材のみを給付することとしておりましたが、数年前より、従来の

材料給付に加え、農業用施設であっても、予算の範囲内で町が主体となって補修する修繕費を予算計上しております。これは農業を継続していくため、必要となる農業施設を補修したくても、受益者の高齢化により作業が困難になり、その結果、耕作しなくなることを防ぐために創設した、太子町独自の事業でございます。

また、ソフト面では、農業用ビニール廃棄処分費への補助や太子町果樹振興会への活動補助、その他、耕作意欲の減退の要因となる有害鳥獣被害を防止するために必要な電気柵などの購入に係る補助、アライグマ捕獲檻の貸出しなど、農家の方が引き続き耕作していただける環境づくりに取り組んでおります。

中でも、現在も活動していただいておりますNPO法人ぶどう塾におきましては、過去に町が新しくブドウ栽培を始めたい方に対し実施していた講習会に講師としてご協力いただき、その卒業生の方々が現在も援農隊として活動し、高齢の農家のハウス張りの応援や耕作をやめられた方から園地を引き継がれていることは、本町の農業振興施策の大きな成果の1つであると考えます。

今後も、町長のマニフェストにも掲げております遊休農地等の利活用の促進補助制度の創設に向けた調査研究を行い、本町に合った施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 太子町の農業だけではなくて、日本の農業の在り方、農業そのものに対する危機感、これをまず最初に尋ねています。太子町だけで解決することではない。国の安全保障に関わる大きな問題だという認識があるのか、ここが大切だと思うんです。自民党の政治が続く中で、ここ10年で農業者が3割も減少し、遊休農地が増え、38%の自給率という状況を生んでいるわけです。

この状況に、日本維新の会の吉村代表ですら、現在も事実上の減反政策が続いている、これをやめて生産量を増やすべきだ、こう言わざるを得ないほど深刻な状況にあります。

国に言うだけではなく、府が率先して農業支援に乗り出していただけたら、更にいいことかなとも思いますけれども、そう言わざるを得ない状況になっています。

答弁で、太子町が実施している様々な補助制度を挙げてくれました。私も数年前ですけども、太子町で農業をしたいと移住してきた50代のご夫婦が、農業といってもどこから手をつけたらいいか全く分からないということで、環境農林課の職員さんにも来

てもらって、まずは夫婦のお話を聞いてもらいました。話を聞くうちにおっしゃってくれたのが、一度ぶどう塾に通われてはどうか。ちょうど募集の時期です、こう教えてくれました。それで受けられたんですけど、後日、このご夫婦、あの時教えてもらって本当に助かった。ぶどう塾に行ったことで、ブドウのことだけではなく、つながりもできましたから、農業についていつでも教えてもらえる知人もできたと感謝しておられました。

しかし、このぶどう塾をはじめ、今ある補助制度だけでは、農家が減っていくのを止めることが今現在できていないわけです。30年前に比べて、経営耕作面積も、農家戸数も半分以下に減っているという数字にも表れています。今の施策だけではない、太子町としての農業政策が求められています。

太子町の住民の方が、太子町の魅力はと聞かれて、真っ先に挙げるのが自然豊かな、先ほど、歴史豊かなというのもありましたけれども、自然豊かな太子町です。太子町の豊かな自然は、農地を守る農家があってこそ存在しているのではないのでしょうか。また、災害から地域を守る治水の役割を果たしているのも、農業、田畑があってこそではないのでしょうか。

太子町観光まちづくりビジョンの基本理念の1つが、地域に対する誇りと愛着を太子町内外の人の心に育みますと、住民に対して郷土愛を育てることを理念に掲げています。太子町の住民の太子町が好きだというこの郷土愛の源が豊かな自然ですから、農地があってこそ育つものではないのでしょうか。遊休農地になって、耕作放棄地になって、再び農地として活用できなくなってからでは遅いと思います。今、この瀬戸際に立っているのが日本の農業、太子町の農業ではないのでしょうか。

この状況を打開しようと思えば、農家の方が農業を続けられる思い切った施策、新規に農業を始めようとしている方への思い切った施策、これが必要です。

もう一度改めて、今が瀬戸際だと、今何とかしなければ衰退してしまうと危機感を感じているのか、それとも農業したければすればいいし、したくなければしなくてもいい。職業として選ぶかどうか、個人で決めること、個人任せでいい。こう思っておられるのか、答弁をお願いいたします。

農業支援に取り組んでいく、検討を進める、言葉上では前向きな答弁をいただきました。では、どのように具体的に進めていくお考えなのでしょう。

先ほど、イチゴ栽培を始めたいという方の相談に乗って、土地なんかも教えながら、

遊休農地解消に努めているということでしたが、ここに予算がついていないように思うんです。こういうことをするのに、誰を配置して、どのようにするか、そういった予算が必要ではないでしょうか。

先ほど、予算の中で占める割合が約1.4%、1億121万円で農業振興、支援ができるのか、このことが問われています。

今、政府の減反政策が推し進められた結果、米の生産が全く追いついていません。食料を輸入に頼り、お金さえ出せば何でも買える。こう思っていたのが、スーパーの棚から米がなくなった、主食の米が店頭から消えた、この現実には直面しています。これを見て、異常事態との認識はないのでしょうか。

この30年来、市場任せの米政策によって、生産者米価は下落を続け、以前には1俵60キログラム、平均2万円を超えていた米価が、2023年には1万3千円前後まで低下し、平均生産費1万5千円を大きく下回ったことで、米農家の時給が2021年、2022年続けて、僅か10円という悲惨な事態に追い込まれました。肥料代など生産費も高騰しており、米農家が安心して生産を続けられる状況には至っておらず、時給10円もない、マイナスだという農家の方のお話もありました。

緊急に求められているのは、農家の個別補償と米の増産で、国内の米供給を増やす政策です。町長マニフェスト、遊休農地等の利用促進、補助制度創設を検討したいとの答弁でした。町長が選挙で掲げたマニフェストですから、私は、基本4年間で実施したいことを掲げているんだと考えています。3月に2025年度予算が成立しましたがけれども、2年目の今現在、まだ何の制度の形も見えていません。予算もついていません。あと残り2年です。検討はどこまで進んでいるのでしょうか。

遊休農地の利用促進制度と言いますが、研究対象になった自治体や施策があればご紹介してください。国や府の補助制度はないのか調べているのでしょうか。以前は中山間地に対する補助制度を受けていたように思いますが、探せば、事業実施に対する国の補助制度があるのではないのでしょうか。

また、考えている遊休農地等の利用促進補助制度創設は、遊休農地になる前にならないようにするための事業なのでしょうか。遊休農地になった後の農地を活用する、転用する事業を考えているのでしょうか。方向性についても答弁をお願いいたします。

道の駅と連携して、農家の方が育てた農作物の販路を拡大することも考える必要があるでしょうし、これまで学校給食での地場産利用を求めてきた中で、農家さんも給食セ

ンターも努力をして、太子町で給食の規格に合わせて給食に足りるだけの量を確保しなければならない、本当に大変な手間ですけれども、それでも地場産を利用しようとして頑張ってきています。

ある自治体では、学校給食や病院給食で町内産の米を買ったときに、高騰分を学校施設に補助する制度をつくって、農家の手取りを保障する制度がつかれないか検討もしているそうです。

教育委員会ともしっかり連携し、教育委員会任せにせず、給食に太子町の農業を位置づけることなどは、担当部や課の垣根を越えて働きかけることも、農を担う担当課としての仕事だと思います。

ですから、日本共産党は、以前の一般質問で、子どもたちには安全安心の給食、オーガニック給食をと、農業支援を進める千葉県出水市の有機農産物の学校給食利用を成功例として示しました。

遊休農地をつくらないために何ができるのか。調査研究というならば、どこに行って研究をするつもりなんですか。何も決まっていなければ、まず、出水市に行ってみようか。

私たち日本共産党は、公共交通の問題、公民館の問題、学校給食の問題など、様々な問題を議会で取り上げ続けています。全ての質問は自分がしてほしいことではありません。住民の方の要求、声から出発し、その声を行政に届け、実現へと頑張ってきました。

公共交通でいけば、私が議員になった25年ほど前でしたら、当時の町長は、太子町を歩いて行けば行ける狭い領域やから大丈夫やおっしゃっておられました。その当時、住民の皆さんも25歳お若いわけですから、そこまで盛り上がりはなかったかもしれませんが、今では、高齢化が進む中、公共交通が実現したではありませんか。そこに至るまでは、いろんな課、いろんな部、いろんな職員さんが関わってきました。

この農業振興をどう進めるのか、研究が進んでいるなら、それはいいんですけれども、あと2年しかありません。どこから手をつけていいか分からなければ、施策を展開するために何をやるか、まずやるべきことは住民の声を聞くことです。計画を地域任せにせず、町として何ができるのか。これを考えるべきです。

2020年現在で、農家数は232戸とのこと。この数を保っているとするならば、たった232戸しかありません。232戸全ての太子町の農家の方お一人おひとりの声を聞けば、具体化すべきことがはっきりするのではないのでしょうか。

私も農業に携わる方から声を聞かせてもらいました。議員さんの中にも農業をしている方はたくさんいらっしゃいます。後継者不足は本当に深刻です。地球温暖化が今後の農作物に与える影響も気になります。一番多く聞いたのが、農機具の値段が高い。このことです。農機具を買うための補助制度があれば助かる、こう聞きました。また、河南町のように、国の補助がもらえる圃場整備を進めてほしい、こういった声も聞きました。

まずは声を集めるところから出発する、このことを求めますが、いかがお考えでしょうか。

以上、たくさん再質問いたしましたが、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 先ほどのご答弁で申し上げました遊休農地の解消、後継者の育成のための環境整備の対策を行政として進めてはおりますが、確かにそれだけでは抜本的な農業振興の発展につなげることは難しいと考えます。

たとえ耕作意欲の向上を促すために、それら環境整備を整えても、実際に耕作されるのは農家の方であり、それを継続していただくためには、やはりそれに見合った収入も必要と考えます。

そのためには、安定した販路の構築、展開も、その打開策と言えるものでございます。

しかし、小規模農家や農地が中心の太子町では、それも厳しい状況にあり、幾ら販路を構築できたとしても、個々の農地から出荷される作物の量が少なければ、十分な収入にはつながりません。

そのような中でも、地域計画が打開策の一翼を担っております。個人や、最近はやりの企業主体型など、様々な体系はございますが、農地の集約化を進めることも重要な施策の1つと考えております。

その実現に向けて、地域の話合いや活動を継続していき、議論を進める中で、行政と農家及び新しい担い手がそれぞれの役割を担い、様々な形態で農業を継続していくことで、今までの直売所、町内外の店舗販売だけでなく、SNSの活用や付加価値による増収など、農家の収入拡大に寄与していくものと考えております。

更に、道の駅についても、生産者にとっては重要な販路の1つであり、活性化することが農家の生産意欲の向上につながると考え、今後も運営事業者と連携しながら、太子町産農作物の知名度アップに取り組んでまいりたいと考えております。

また、農業者の声をとのことではございましたが、昨年の地域計画策定に伴い、5地区

の農地所有者1千240人に対し、意向調査を実施しております。5地区全体で約半数の559名の方からご回答いただきましたが、ほとんどの方が現状維持、縮小もしくは後継者がいないと回答されております。

町としても、このアンケートを基に、貸借可能な農地の所有者と借受け希望者とのマッチングなど、丁寧に人数を把握することで、新規就農者の参入に結びつけてまいりたいと考えております。

このように、農業、農地を守る取り組みとして、一時的な支援だけでなく、生業として自立し継続できるよう支援していくことが重要であると考えております。

したがいまして、農業者任せでなく、太子町、大阪府、更にはJAなどと連携し、営農相談、農地あっせん、技術力の向上、更には南河内フルーツロードを軸とした、南河内産フルーツの代表格として、太子町産ブドウ、ミカンの知名度アップなど、様々な取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） ありがとうございます。私、だから、危機感を抱いているかどうか、危機感を持っているか持っていないか、1問目も聞いて、2問目も聞いて、でも、その単語はお聞かせいただいていません。いろんなことやっているから、あかんねんなと思っているからいろんなことやっているかと思いますが、もう危機感を持っているのか、持っていないのか、それを最後答えてくださいね。

もう何でしたら、もう町長、せっかく、遊休農地等の利用促進補助制度を創設しなあかんと思っているのに、本当にこれができるのかなというのはちょっと感じられるんです。

やっぱり町長がこれを出したというのは、このままでは農業あかんと思ってやっておられると思うんですが、この共通認識に立たない中でいろんなことやっても、中々形になりませんよ。収入も必要やと思うと、本当に思い切ったことをせなあかんから、それを感じているのかということをお問われているのの基本、今大変やって、この思いを持っているかどうか。後でそれだけ答えてくださいね。

経済産業省がまとめた農業に関する太子町の基本計画では、本町は大阪府の農業で重要な位置を占めており、大都市近郊の特性を活かしたナス、キュウリを主体とする果菜類や、ブドウ、ミカンを主体とする果樹園芸作物の生産が行われていると書かれていま

す。これ農林水産省ではなくて、経済産業省が認めています。国でもやっぱり横断的に考えないと、農業はいけないという状況になっているのかなと思います。

2016年の太子町の耕種農業調べ。太子町の耕種、耕種って農作物だそうです。耕種農業の内訳と大阪府内、日本国内における農業産出額の割合の府内順位が、お米は太子町26位です。野菜は27位です。果物は3位とあります。消費地が近い近郊農業の利点を活かすことはできないのでしょうか。

何とかこの豊かな自然、太子町の農業を支えたい。こう願う住民の皆さんも巻き込んで、施策は考えられないでしょうか。広報たいしの表紙写真で知っている方も多いと思いますけれども、わくわく農園でのジャガイモ掘りやサツマイモ掘りを親子で楽しんでおられます。こんな形で、畑の土に触れる機会をつくることも大切だと思います。こういうことをいろんな課で取り組んでいることも把握すべきだと思います。

太子町議会として、物価高騰の中、住民の暮らし、太子町の農業を守るためにも、国に意見を上げることが大切だと、令和6年の6月議会では、議員提案の食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書が賛成多数で可決しています。

これらの動きも大切ですが、何よりも積極的な財政支援がなければ農業を続けることはできません。農業の担い手は70歳以上が59%です。しかし、若い人が農業したくないわけではありません。

先ほどぶどう塾の話をした中で紹介したご夫婦ですが、農業を始めたばかりで、利益を出すのは難しく、納屋つきの車をとめるスペースがある空き家、これが安くてないかと探しておりましたが、結局太子町で見つけることができず、ブドウ畑は太子町に持ったままですけれども、奈良県に引っ越してしまい、残念な思いを致しました。

太子町は空き家バンクを行っています。農業がしたいと思って太子町に来られた方に空き家を紹介する。それだけではなく、空き家入居時に支度金を出すなど考えられないでしょうか。

若い人たちが仕事にすることができる農業、食べていくことができる農業にしなければいけないと思います。収入も必要だとおっしゃいました。ならば、何をするのか、このことが問われると思います。

近年の世界的な食料危機が警告するように、食料は金さえ出せば輸入できる時代ではなくなっています。ロシアのウクライナ侵攻により、自国の食料をどう確保するのかは、世界各国で重要な安全保障の問題となっています。日本のような食料の海外依存の危う

さは明らかです。日本国民の命と暮らしを守る安全保障の第一である安全安心の食料を生み出す太子町の農業を守り、発展させることを求めます。

最後に、申しましたように、今、危機感を持っているのか、そのことだけお答えいただきたいと思います。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁させていただきます。

委員会等で発言させていただいてるんですけども、やっぱり小規模の農地、そして、小規模の農家が実質多いということがございます。

そういった中で、どう言ったらいいですか、今までは、家族、親戚なんかに後継者を頼っていったという現状がございます。

しかし、そこには、この少子、人口も減少する中で中々後継者が見つからない。しかも、小さい農地を維持するためにたくさんの機械とかが必要ということになりますと、ますます経営としては効率が悪いという中で、後継者が見つからないというのも現実なのかなというように思っております。

その中で、国としても、地域計画を策定して、地域全体の中でその農地をどうしていく、また、私のところは後継者がいる、そういった情報を共有しながら、地域全体で農地を守っていく。そういったことが今求められているのかなというように思っております。

そういった意味で、太子町の、本町の農家を守ると同時に、農地ですね、農地をいかにして守っていくか、これが皆さんと共有しながら真剣に考えていかなければならないという問題だというふうに思っておりますので、いろんな知恵を出しながら、これから対応していきたいと考えておりますので、また、皆様方のご協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第2、議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ6千136万4千円を増額し、総額を72億5千614万4千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、令和6年度分の所得税及び定額減税の実績額等の確定に伴い、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方への不足額給付金及び給付に要する経費等の予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国庫支出金で予算措置を行うとともに、財源調整として、財政調整基金繰入金で増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。なお、最終本会議は19日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただきますが、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後 0時03分 散会）

【第 3 日】

令和7年 第2回太子町議会定例会会議録

令和7年6月19日（木） 午前 9時29分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	村井浩二君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	森田忠彦君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	自治防災課長	小路展裕君
副町長	村岡篤君	税務課長	上野賀子君
教育長	中道雅夫君	住民人権課長	小南紀子君
政策総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	小濱健一君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	観光産業課長	木下明紀君
健康福祉部長	木村厚江君	環境農林課長	川久保みのり君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	田中信幸君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
会計管理者 兼会計課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	山本夕芽
------	-----	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第21号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第22号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）
- 日程第3 議案第25号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）
- 日程第4 議案第23号 G I G Aスクール構想第2期学習者用端末購入事業契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第24号 中学校本館トイレ改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時29分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては、精力的にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

---

○議長(森田忠彦君) 日程第1、議案第21号から日程第3、議案第25号まで、以上3件を一括議題といたします。

各議案は、去る5月30日、6月17日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

[総務まちづくり常任委員長 斧田秀明君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(斧田秀明君) 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告します。

議案第21号、太子町税条例中改正の件は、特定親族特別控除が創設されたことにより、住民にとって良くなかったのか悪くなったのかとの質疑があり、大学生世代の子が一定の収入を得た場合でも扶養者である親の所得控除が段階的に適用されることとなったため、親がこれまで受けることのできなかつた控除を受けることができるようになり、納税者にとっては減税につながるのではないかと考えているとのことでした。

その他、加熱式タバコに係るたばこ税の増税による町税収への影響についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長(森田忠彦君) ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

〔予算常任委員長 辻本博之君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本博之君） おはようございます。

予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第22号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）は、審議において、バスのルート変更の内容及び実施時期、IC車載器の導入時期及び高齢者への対応、新設されるバス停にベンチや屋根は設置されるかなどの質疑があり、ルートの変更は、総合福祉センターへのアクセスについて、聖和台を通るルート及び商業施設前のバス停の新設に伴うルート変更、実施時期は令和7年10月を予定。IC車載器は、10種類のカードによるキャッシュレス払いが可能となるもので、導入は令和8年1月または2月頃を予定し、高齢者への対応は今後情報発信や利用者のご意見を聞きながら進めていきたい。また、新設される商業施設前のバス停については、現時点では停留場所案内表示板の設置のみを考えているとのことでした。

また、こども家庭センターの設置場所、窓口設置、周知時期及び職員配置について質疑があり、1階フロア正面奥に設置を予定しており、それに伴い1階執務室の配置換えを行う。窓口設置は令和8年1月、周知はそれ以前から実施する予定、職員については専門職の会計年度任用職員を複数配置予定とのことでした。

その他、河川修繕工事、セミセルフレジの導入、戸籍のふりがな記載、自治会における一般コミュニティ助成金の活用、物価高騰対応重点支援事業などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、審議において、定額減税不足額給付金が支払われる対象者と人数及び通知方法、雇用する会計年度任用職員の人数及び契約更新について質疑があり、対象者は、令和5年の所得に比べて令和6年の所得が減少した人や、令和6年中に扶養親族が増加した人、専従者など、約1千500人を見込んでおり、対象者へは役場から通知を送る予定としている。会計年度任用職員は3名の雇用を予定しており、今回のような短期の事業に関わる募集については、

契約更新なしで募集することがあるとのことでした。

その他、給付金詐欺防止の注意喚起についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第21号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、太子町税条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第25号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第4、GIGAスクール構想第2期学習者用端末購入事業契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 議案第23号、GIGAスクール構想第2期学習者用端末購入事業契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、GIGAスクール構想第2期における1人1台端末の更新に際し、令和7年度大阪府GIGAスクール（ChromeOS）共同企業体と随意契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

請負金額は5千631万100円、請負業者は令和7年度大阪府GIGAスクール（ChromeOS）共同企業体でございます。

議案書の2頁目をお開き願います。

購入内容は、学習者用端末一式でございます。

契約の方法につきましては、随意契約により締結することとしてございます。これは、大阪府公立学校情報機器共同調達協議体において、令和7年4月21日に実施された令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ調達実施業務の一般競争入札の結果、落札者として令和7年度大阪府GIGAスクール（ChromeOS）共同企業体に決定されたことを受けて行うものでございます。

なお、履行期限につきましては、令和8年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、GIGAスクール構想第2期学習者用端末購入事業契約締結の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第5、中学校本館トイレ改修工事請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 議案第24号、中学校本館トイレ改修工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、中学校本館トイレ改修工事を実施するため、令和7年5月28日、事後審査型条件付一般競争入札を行いました結果、6千179万5千800円で株式会社ソトムラが落札者に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2頁目をお開き願います。

工事内容は、建築工事一式、電気設備一式、機械設備一式でございます。

契約方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札で、5月8日に公告を行い、

5月28日に入札を執行してございます。

次の頁の入札経過書をお開き願います。

日本土建工業株式会社ほか5者から応札があり、全社最低制限価格の5千617万8千円にて入札されたため、くじ引により株式会社ソトムラが落札候補者となり、事後審査を得た後、落札者となったことから、6月3日に仮契約を締結したものでございます。

なお、工期につきましては令和7年9月30日まででございます。

以上で説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号、中学校本館トイレ改修工事請負契約締結の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員

長、地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和7年第2回定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和7年第2回定例会の閉会にあたりご挨拶を申し上げます。

5月30日に開会して以来、本日まで21日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、先月の5月28日に、吉村知事、大阪府議会の鈴木議員、西元議員、須田議員のご出席の下、本町をはじめとする羽曳野市、大阪狭山市、河南町、千早赤阪村と大阪府から成る南河内基礎自治機能充実強化協議会の発足式及び第1回協議会が開催されました。

これまで、本町、河南町、千早赤阪村は、2町1村未来協議会として、大阪府も参加いただき、まずは2町1村のできる取組を柱として、合併も選択肢の一つとしまして、調査研究など様々な検討を進めてまいりました。人口減少社会、高齢化社会を迎え、確実な人口減少が避けられない状況の中、そういった課題への対応や住民サービスの充実強化は、2町1村に限らず、基礎自治体共通の課題であります。限られた資源を活用し、更に広域的に連携して取り組むことによって、より良い解決策が見出せる可能性があるとの認識の下、羽曳野市と大阪狭山市からの賛同をいただきまして、南河内基礎自治機

能充実強化協議会の設置に至ったものでございます。

協議テーマなどにつきましては、今後開催が予定されています幹事会等において議論され、より具体的な展開が示されていくものと考えております。議員の皆様におかれましては、今後の取り組みにつきましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、現在開催されております大阪・関西万博において、大阪の魅力発信イベントである、大阪ウィーク～夏～が7月24日から始まります。真夏の陣では、本町からハート・バイ・シーダンススタジオの皆様が7月29日に出演されます。次代を担う子どもたちが熱気あふれるダンスパフォーマンスを披露する予定でございます。そして、地域の魅力発見ツアーでは、やりなはれゾーンとしまして、7月30日に、歴史を学ぶ、心整う絵写経体験と題し、体験ブースを出展いたします。引き続き、本町の魅力を発信していければと考えております。

最後になりますが、梅雨の時期を迎え、蒸し暑さが感じられる季節になりました。議員の皆様におかれましても、体調には十分ご留意され、引き続き町政発展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 去る5月30日に開会して以来、本日までの21日間、提出された議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和7年第2回定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦勞さまでございました。これにて散会といたします。

（午前 9時52分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      森 田 忠 彦

太子町議会議員                      中 村 直 幸

太子町議会議員                      斧 田 秀 明